

北陸自動車道関連遺跡

発掘調査報告書

I

1974.3

滋賀県教育委員会

財団法人 滋賀県文化財保護協会

序

北陸自動車道の建設される湖北地方は、県下でも最も遺跡が濃密に分布する地域の一つであると同時に、またこれらに関する考究が最もおこなわれている地域の一つでもある。しかし近年の大規模な各種開発の波はこの地にも押し寄せ、それに伴う発掘調査の数も年を追うごとに増加の一途をたどってきている。そのためこれら数多い遺跡の性格も部分的にしろ徐々に解明されつつあることは、将来におけるこの地域の遺跡の価値づけや人々の認識向上に大きく役立つものと確信される。

今日的な開発事情と遺跡保存との調整は、解決困難な問題を含むのが常である。今回の北陸自動車道の場合も例外でない。これが敷地内には各種遺跡が少なからず含まれ、そのうちの多くが記録保存とせざるをえない状況である。本書において報告する各遺跡は湖北地方においてそれぞれ重要な意味を持つものであり、本書が、ここに報告する遺跡に限らず、地中に埋没した他の多くの遺跡の理解に役立つことがあるならば、最も幸せとするところである。

昭和 49 年 3 月

滋賀県教育委員会

教育長 柳原 太郎

例 言

1. 本書は、昭和48年度において滋賀県が日本道路公団金沢建設局からの委託を受けて実施した北陸自動車道関連遺跡の発掘調査報告である。
2. この調査は、滋賀県が財団法人滋賀県文化財保護協会（理事長 野崎貫一）に再委託したものであり、これについては滋賀県教育委員会文化財保護課技師中谷雅治が担当し、指導した。
3. 調査および整理業務参加者は次のとおりである。

滋賀県教育委員会 技師 中谷雅治

財団法人 滋賀県文化財保護協会

主任調査員 田中勝弘、鬼柳 彰

調査員 大橋信弥、別所健二、谷口義介、松浦俊和

調査補助員 吉安威三郎（同志社大学）、藤野秀雄、米田和正、高倉俊昭、北川千洋、服部泰子、大北弘子、小西由利子、山本千代子、渡辺由美子、山岡幸子（以上京都教育大学）、梅田敏雄、熊本亮太、松本 実、原田一豊、田中紀行、北山友昭、小林和子、橋正美、谷本雄治、山田修司、成松憲幸、堀田倫之、内井久人、辻 基夫、林 純、鈴木弘市、田中裕二、神藤明子、酒井一美、重村 和、中村元子、上羽基之、寺田行夫、遠坂吉郎（以上京都産業大学）

事務担当 井上 剛、桑原榮子、橋本貴美代、北川 修

4. 本書報文の内、特に諸頭山古墳群・笠上遺跡については田中勝弘が、そして大東遺跡については鬼柳 彰、大橋信弥、別所健二、松浦俊和および中谷雅治がそれぞれ分担して執筆した。
5. 特に大東遺跡については、調査が冬期におよんだため、雪積等の事情により調査期間が昭和49年3月まで延期された関係上、本書にその結果の一部を掲載することができなかった。そこでその分は次の機会にまわすことにしたことを明記しておきたい。

目 次

序	
緒 言	1
第1章 諸頭山古墳群の発掘調査	3
はじめに	3
1. 諸頭山第2号墳	4
2. 諸頭山第3号墳	14
3. 結 語	16
第2章 大東遺跡の発掘調査	19
はじめに	19
1. 位置と歴史的環境	20
2. 調査の経過	23
3. 遺 構	28
4. 遺 物	37
5. 考 察	47
第3章 笠上遺跡の発掘調査	55
はじめに	55
1. 遺 構	56
2. 遺 物	58
3. 結 語	61

挿 図 目 次

第1図	北陸自動車道と発掘遺跡の位置……………	1
第2図	諸頭山古墳群位置図……………	3
第3図	諸頭山古墳群付近地形図……………	5
第4図	第2号墳墳形実測図……………	6
第5図	第2号墳墳丘断面図……………	7
第6図	第2号墳石室実測図……………	8
第7図	第2号墳石室内遺物出土状態……………	9
第8図	第2号墳出土土器実測図……………	11
第9図	第2号墳出土釘・鋸・金環実測図……………	13
第10図	第3号墳墳形実測図……………	14
第11図	第3号墳石室実測図……………	15
第12図	大東遺跡グリット設定図……………	24
第13図	発掘風景……………	26
第14図	D地区G16B断面図……………	27
第15図	A地区遺構平面図……………	29
第16図	建物跡T1平面実測図……………	30
第17図	建物跡T2・T3平面実測図……………	31
第18図	建物跡T4平面実測図……………	32
第19図	建物跡T4南方域の柱穴群平面実測図……………	32
第20図	C地区遺構平面図……………	36
第21図	P1A-9における瓦の出土状態……………	38
第22図	A地区出土の軒丸瓦類……………	40
第23図	A地区出土の軒平瓦類……………	41
第24図	A地区出土の平瓦叩き痕拓影……………	42
第25図	A地区出土の土器(1)……………	45
第26図	A地区出土の土器(2)……………	46
第27図	大東遺跡と坂田郡衙関係図……………	51
第28図	大東遺跡における建物跡の相対位置と付近の地割り……………	52
第29図	笠上遺跡の位置……………	55
第30図	笠上遺跡の地形……………	56
第31図	中央区遺構平面図……………	57
第32図	P4土壊墓とP2実測図……………	58
第33図	P6集石遺構とP3実測図……………	59
第34図	中央区出土遺物実測図……………	60

緒 言

滋賀県は日本列島のほぼ中央に位置し、東・西日本の接点に当たるところから、古代より交通路のかなめとしての役割りを果たし、さらには日本一の規模を誇る琵琶湖の存在が、日本人の歴史の上に大きな影響をおよぼしてきたことは、今さら述べるまでもない。したがって滋賀県内には古代から現在にいたるまでの各時代の遺跡が各地に数多く残されており、なかには日本歴史を語る上で不可欠の遺跡も少なくない。特に北陸自動車道の建設される湖北地方に限ってみても、歴史上名高い息長氏関係の諸遺跡や、中世から近世にかけての小谷城跡、姉川の古戦場、賤ヶ岳の古戦城、長浜城跡等々の如くである。この地域は、

北陸自動車道の第2施工区間として、福井県武生市から滋賀県坂田郡米原町までの約83kmについて昭和42年11月に整備計画が決定されたが、その後、滋賀県教育委員会では昭和44年度に国庫補助事業として予定路線近辺の遺跡分布調査を実施した。そしてそれで得た資料を基に、範囲内の遺跡と路線との調整をはかったが、地元の諸般の事情や道路の法線の関係等によって、12カ所の各種遺跡が路線内に含まれる結果となった。これらについては記録保存のやむなきにいたるものや、調査結果によっては高架等の方法で完備だけは避けられるもの等に分けられるが、いずれにして



第1図 北陸自動車道と発掘遺跡の位置

も現状のまま後世に伝えることができなくなったことは残念である。

昭和48年度においては長浜市小一条町所在の諸頭山古墳群の一部および同市大東町所在の大東遺跡と、それに伊香郡余呉町中ノ郷所在の笠上遺跡の発掘調査を実施した。

この結果、諸頭山古墳群において新しく小石室を確認した他に、大東遺跡が坂田郡衝の跡であるらしいことを確認したことなど、大きな成果を収め、また諸頭山古墳群の小石室や大東遺跡の主要遺構が高架等の方法で保存されるよう調整中である。

発掘調査には、京都教育大学考古学研究会および京都産業大学考古学研究会の多数の学生諸氏の協力を得たほかに、地元の方々には多大なご協力、ご助力を得ることができた。はじめに明記して諸氏に謝意を表したい。また日本道路公団金沢建設局の藪内豊造氏および鈴木勝氏、および同局長浜工事事務所の串田義市氏および益田禎三氏には種々にわたりお世話になった。ここに明記して謝意に代えたい。

諸頭山古墳群の発掘調査

田 中 勝 弘

第1章 諸頭山古墳群の発掘調査

はじめに

諸頭山古墳群は長浜平野の東界を画する横山の基部にあって、その南西部において北西方向に突出する舟崎山の東側裾部に位置する。行政的には、舟崎山の頂部からその南方稜線を以って長浜市と近江町との境界線が設けられており、諸頭山古墳群はその東側、長浜市小一条町諸頭山に所在する。

古墳群は舟崎山の東側裾部にあって、標高96mから110mの間に南北に並んで4基から形成されている。北のものから第1号墳～第4号墳と仮称しているが、第1号墳は以前に盗掘を受け、天井石が一度はずされているが、現在、旧状に戻されて保存されている。第2号墳と第3号墳は今回発掘調査を実施したもので、特に、第3号墳は今回の調査をきっかけに発見したものであ



●円墳 ○前方後円墳 ⊗諸頭山古墳群

第2図 諸頭山古墳群位置図

る。第4号墳は調査中の踏査により確認したもので、丘陵傾斜面での盛り上りと上面平坦な大型石材が露出しているところから、古墳としての可能性ありとして古墳群中の1基としたものである。各古墳の位置関係は第1号墳と第4号墳とが、ほぼ同一等高線上にあり、古墳群最高所に位置する。そして第2号墳が最低所にあり、第3号墳がその中位にある。距離的には第1号—第2号と、第3号—第4号とが各約15m程、第2号—第3号間が約20m程の間隔を以て築造されている。内部主体は、第3号墳を除くと、いずれも横穴式石室を有すると考えられ、墳形も円墳である。第3号墳も円墳と考えられるが、内部主体は竪穴式の小石室であり、特異である。

以上、未確定の第4号墳を含めてこれら4基以外に古墳らしきものを認め得ず、諸頭山古墳群はこれら4基の古墳から形成されているものと考えられる。諸頭山古墳群の周辺に目を移すと、小一条町から南は天野川で画されて西方へのびる単位丘陵で、まず、舟崎山山頂から南方稜線に沿って、現在7基の円墳が確認されている舟崎山古墳群がある(第3図)。次に、その東方1km程の所には布勢古墳がある。以上、諸頭山古墳群の近辺には、布勢古墳が1基だけしか確認されておらず、不自然ではあるが、一応、諸頭山古墳群を含めて3つの古墳群、すなわち、3つの異なる単位集団の存在が想定される。ただ、布勢古墳は発掘調査が実施されており、遺構・遺物等古墳の内容は諸頭山第2号墳に近似しており、ほぼ同一時期のものであることが知れるが、舟崎山古墳群は鉄刀片や須恵器等を採集した話を在地の人々から聞くが、詳細は明らかでない。なお、これら古墳群の他に、丘陵の西側山麓、近江町戸戸に人塚山古墳と呼ばれる前方後円墳1基がある(第2図)。内容は明らかでないが、須恵器が出土していると伝える。

1. 諸頭山第2号墳

当古墳群の東方部は開墾により削平されており、溜池状の湿地帯を形成している。第2号墳は標高97m線にあって、この湿地帯に突出した状態で遺存していた(第4図)。そのために、墳丘の東半部は湿地帯形成時に封土の大半が削平されており、遺存していた3個の天井石とともに東側壁の一部が露出してしまっている状態にあった。また、墳丘の西側には大量の土砂が堆積し、墳丘を完全に埋めつくしていた。このような状況にあったため、主体部である横穴式石室は西方からの土圧により、東側へ大きく傾斜した状態にあり、かろうじて倒壊をまぬがれていた。また、低湿地帯にあたるため、石室東側の地表面レベル以下の掘り下げには激しい湧水を伴った。

1) 墳 丘

墳丘は石室の西半部のみを残し、大半が消失していたが、遺存部に設けたWトレンチの断面土層の観察では、石室床面の中軸線から墳丘裾部まで4.4mを計り、復原径8.8mの円墳であったと推察される。高さは、天井石上方の封土が流出しているため明らかでないが、天井石上面の高

さや西側遺存墳丘上面の傾斜角等から推定すると、石室側壁最下段石材の基底面から約2.5m前後であったであろうと思われる。

次に、Wトレンチでの断面土層観察による墳丘構造に関して触れておきたい（第5図）。

表面的には、第4図で明らかのように、まったく墳丘の形状を呈さないものであるが、Wトレンチの断面土層観察により墳丘を確認し得た。すなわち、最上層より第7層目までが東方へ傾斜気味に、ほぼ水平に堆積しているのに対し、8層目の赤褐色土層が上層とは逆に西側への傾斜を以って堆積している状態が認知し得たのである。第7層褐色土層は第8層の裾部に及んで堆積しているが、これは山側からの流土が堆積したもので、比較的早い段階の堆積であり、この第7層が堆積した状態である期間、古墳が表出していたと考えられる。このことは、第7層と第8層とにかけての海状部に第6層黒色砂質土が堆積していることから、ある程度、首肯し得ると思われる。第5層以上は古墳の墳丘と舟崎山との間の低所を埋めたもので、後世の堆積と考えられるが、林道をつくるための人為的なものか、自然堆積か判断に苦しむが、角礫等を埋めた状態を考えると、むしろ人為的なものもあると考えられる（第5図）。

次に、墳丘の築成であるが、石室の構築と並行してなされているものと考えられる。まず、第19層明赤褐色土の地山を掘り込んで、古墳築造部分の整形を行ない、第18層から第15層までの3層を石室側壁石材の裏面から墳丘の裾部にかけて、ほぼ水平に積みあげている。この第15層上面の高さは第19層地山の掘り下げ部分の肩部の高さに等しい。また、これは、石室側壁3段目石材が石室内方に向けてずり落ちた状態にあるが、これを本来の位置にもどして考えた場合、石室側壁石材の3段目までの積み上げには、各段の石材後方の固めを兼ねて、第19層地山を掘り下げた部分の空所の充填が墳丘築成の第1段階であることを示すものと考えられる。

墳丘の盛り上げは第15層より上方においてなされ、この部分では、石室側壁石材後方の固めと封土の盛り上げとが下方部と異なる。すなわち、石室側壁4段目石材に当る部分の後方には、第12層茶褐色土がレンズ状にあり、また、その上層、5段目石材の後方にも、同じような状態で、第9層暗黄褐色土が見られ、しかも、この両層は他層に比べて固くつき固められており、明



第3図 諸頭山古墳群付近地形図

らかに石材後方の固めを意図したものと考えられるのである。一方墳丘の盛り上げは、これら石材後方の固めと交互に順次くり返して行なわれているのである。すなわち、第15層上方に第14層黄褐色砂質土と第13層赤褐色土の2層を乗せて第12層充填の準備をし、第12層充填後には第11層黄茶褐色砂質土と第10層明褐色砂質土の2層を盛り、また、5段目石材の積み上げとその後方の固めを行なっているのである。

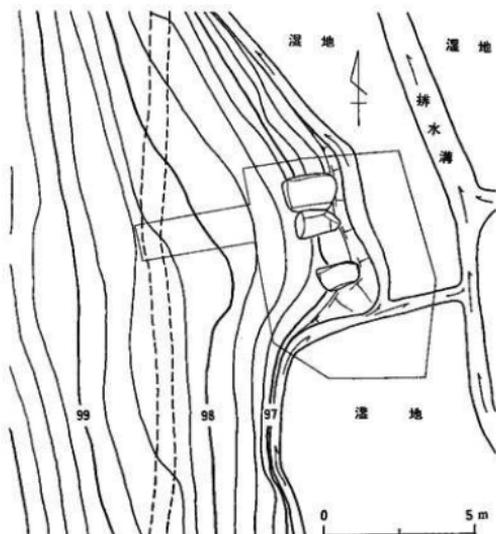
墳丘最上層の第8層赤褐色土は墳丘裾部の外端を形成するものであるが、その上方部は消失していて不明である。しかし、この第8層は、石室が側壁最上段である5段目石材の積み上げを終り、その後方の封土盛り上げも終わった後の封土であることを考えると、天井石を被覆して、墳形を整える最終的な盛土であろうと考えられる。

なお、石室東側の封土に関しては、大半が消失しているが、第17層までが遺存していた。

2) 主体部

主体部は横穴式石室であるが、前述のように丘陵裾部にあつて、等高線に対して並行に構築されているうえに、墳丘東半部の封土が消失して石室東側壁が露出してしまっていたため、石室全体が大きく東方へ傾斜してしまい、横断面が平行四辺形を呈する状態にあつた。しかし、石室の傾斜は石室内に土砂が充満した後であつたため、西側壁の倒壊、天井石の石室内陥落をまぬがれ、石室が東傾した状態でありながら、ほぼ本来の構造が遺存していた(第6図)。

石室は入口を南々西方向に向け、軸線をおよそN14度W—S14度Eに持っている。平面形態は無襜に近いが、奥壁より2.8m程入口側の所で、東西両側壁最下段の石材が縦位にすえられており、その後での積み方との相違が見られる。また、この部分での石室巾は約1.14mを計り、これより奥壁側での巾1.38mに比して狭くなっている。石室葦底石の移動を考慮するとして



第4図 第2号墳墳形実測図

も、西側壁で、この立石より入口側石材の石室内面側の線が整っているし、東側壁においても、立石が入口側のものより石室内方に遺存しており、また、立石の上段石材よりも、やはり内方に遺存していて、立石の移動はほとんどなかったものと考えてよからう。このことから、東西両側壁の立石は石室の玄関を構成し、両立石とも石室内方へすえつけられているので、両裾を持つ横穴式石室であったと推察し得る。

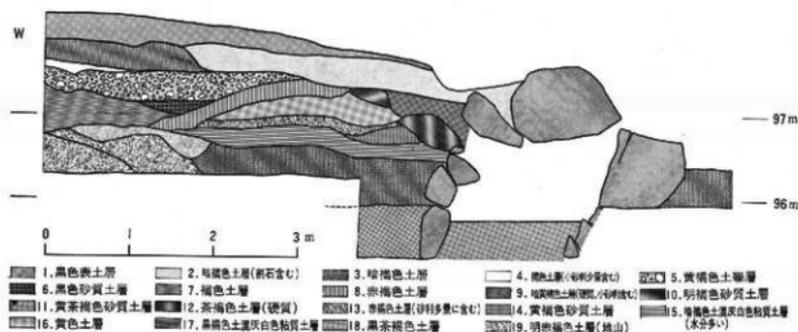
石室の全長は、西側壁の入口部分が破壊されていたが、東側壁で、入口部から墳丘裾部に沿ってめぐっていたと考えられる列石を検出し得たので、5.6mという数値を得ることができた。

石室の高さは、天井石のずり落ちを考慮して復原すると、玄室側で、石室基底面より、少なくとも1.6mはあったと考えられる。ただし、石室の床面は石室の基底面より玄室で約20cm高く、従って、石室高は1.4m程である。

石室の床面は礎石敷き等の施設を持たず、また、先述のように石室基底面より高位に設けられている。玄室と羨道との間にもレベル差があり、入口部分では玄室より約10cm程高くなっている。また、玄室と羨道を分ける間仕切り石は存在しなかった。

天井石は玄室上に奥壁側で2個、羨道で袖石上に1個の計3個が遺存していたが、消失部分の巾と遺存した天井石の規模とから考えると、本来、玄室上に3個、羨道上にも3個の計6個の天井石を使用していたものと思われる。遺存している天井石の規模は巾1.3~1.6m、長さ0.8~1.2m、厚さ0.7~0.8m程で、最奥部のものが奥壁上端にも架構させるためであろうか、一番の大型石を使用している。天井石が接する部分、石室内面にあたる部分は、若干の加工が施されていて、平坦になるようにしている。他の部分は未加工である。石室上端部の巾は元来の姿をとどめていないが、遺存した天井石から推定すると、約0.8m程であったと思われ、石室側壁の持ち送りが考えられる。

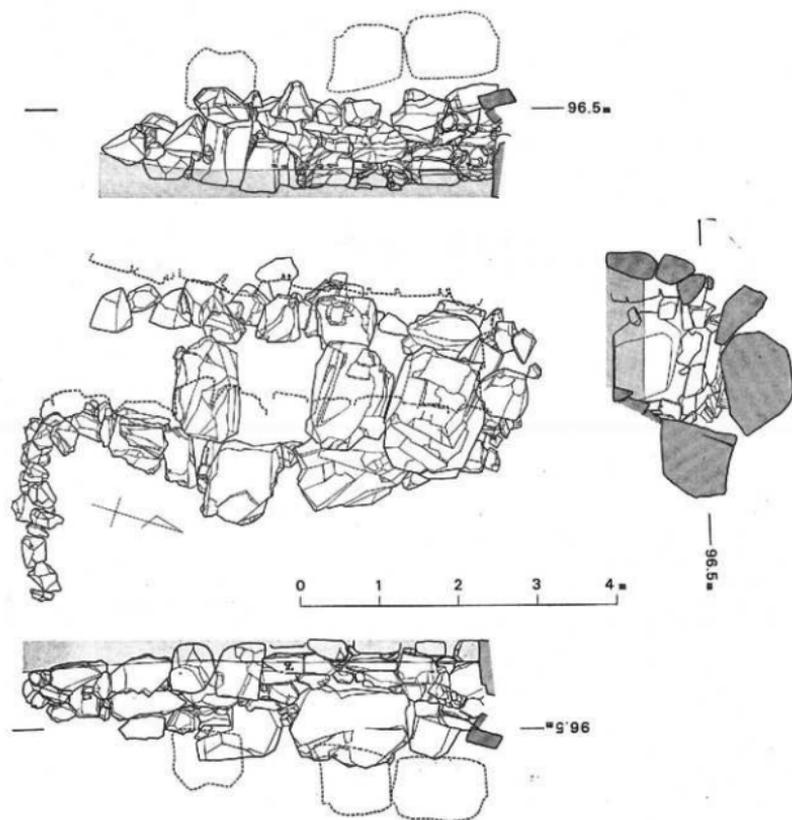
玄室奥壁は最下段に大型の一枚石をすえつけ、上方には扁平石材を小口積みしている。最下段



第5図 第2号墳墳丘断面図

石材と西側壁面との間に若干の空隙が生じているが、この部分には塊石をつめ込んで埋めている。奥壁は東西両側壁ではさみ込まれた状態にある。

側壁については、東側壁に比較的大型の石材を使用している。特に、玄室中央部の最上段の石材は $1.5 \times 1 \times 1$ mの規模を有し、また、玄門部の最上段にもこれより一回り小さいだけの天井石に近いような大型石材を使用している。玄室最下段には比較的形の整った、ほぼ同規模の石材を縦位置にならべられているが、上部部では規模・形状ともに様々で、乱雑に見える。しかし、積み方は横位置に二段目を積んだ後縦位置に積み、最上段に大型石を乗せるという基本構築法をとっている。羨道部は玄門及びその入口側隣接石材を立ててすえる他、上下段とも横位置に積む



第6図 第2号墳石室築測図

ことを基本としており、玄室と異なる。また、羨道部基底面のレベルは玄門より入口に向かって順次高くなり、入口部で玄室基底面より20cm程高くなっている。さらに、入口部分に使用する石材は、石室の長さを整えたためであろうか、小型の石材を乱雑に積み上げている。

西側壁は東側壁に比して小型石材のみを使用している。玄室の下方部では、最下段石材を、やはり、扁平石材を縦位にすえ、その上方も横位置に置くことを基本としている。上方部では、いわゆる小口積みした後横位に積んで持ち送りをしているようである。羨道部では、玄門及びその入口側の隣接石材を立てて置いていることは東側壁と共通するし、その他の部分も東側壁同様玄室と異なる塊石を使用している。

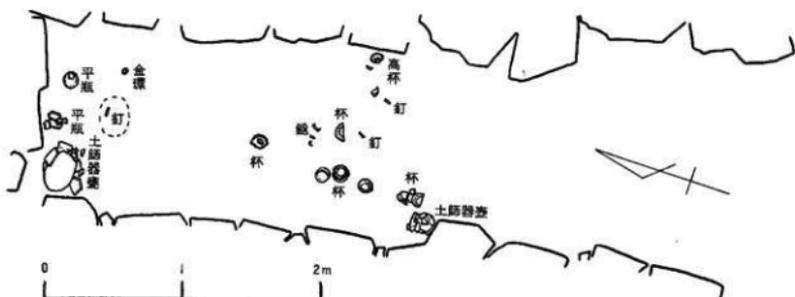
東側壁の入口部から連続して東方へ伸びる2段積みの列石が検出された。その基底面は羨道入口部の基底面と、ほぼ同一レベルにあり、長さ2.3mまで検出された。これは、墳丘裾部を飾るものと考えられるが、Wトレンチでは同様の列石を認め得なかったため、入口部だけに設けられた施設と考えられる。西側は入口部が破壊されていて検出できなかった。

なお、石室に使用されている石材は付近の山の岩盤である風化の著しいチャートであった。

3) 遺物

石室内の出土遺物は須恵器の杯身6点、杯蓋2点、高杯1点、平瓶3点、土師器の壺と甕各1点、金環1点、鉄釘12個体分、鋸4個体分である。羨道より平瓶が1点出土した他はすべて玄室内よりの出土である(第7図)。

まず、玄室内で、土師器甕が北西コーナーで、東側に倒れた状態で出土し、また、その入口側対面、すなわち、南西コーナーで北側に倒れた状態で土師器壺が出土している。壺の東側対面には、南東コーナーよりやや奥壁より、杯部は割れて周囲に散乱していたが、脚部が正位の状態にある高杯があった。奥壁に接しては平瓶が2点置かれ、西側壁寄りでその南半部に、奥壁側から、杯蓋、二枚重ねの杯身、杯身、そして、杯身が2点相接して、若干、東側へ傾斜した状態



第7図 第2号墳石室内遺物出土状態

で一列に並んで出土した。玄室の北東コーナー寄りの所からは金環が1個、その西側、石室中央部で釘5個体分と鋸2個体分が、また、これより1.5~1.9m南側でも釘7個体分と鋸2個体分が一まとまりで出土しており、木棺の存在、その納棺位置が推定される。その他、玄室のほぼ中央部に塊形の杯、南寄りに2分の1を残す杯身が出土している。

以上が玄室内出土遺物の配置状態であるが、石室の東方への傾斜は、土師器の壺や甕を倒し、杯類を若干東側へ傾斜した状態にはしているが、検出した副葬品の配置状態はさほど大きな影響を受けているとは思われない。ただ、2分の1のみを残す杯身の存在、また、築道部から平瓶1点が出土していること等から、早い段階での人為的な一部の移動は考えられる。

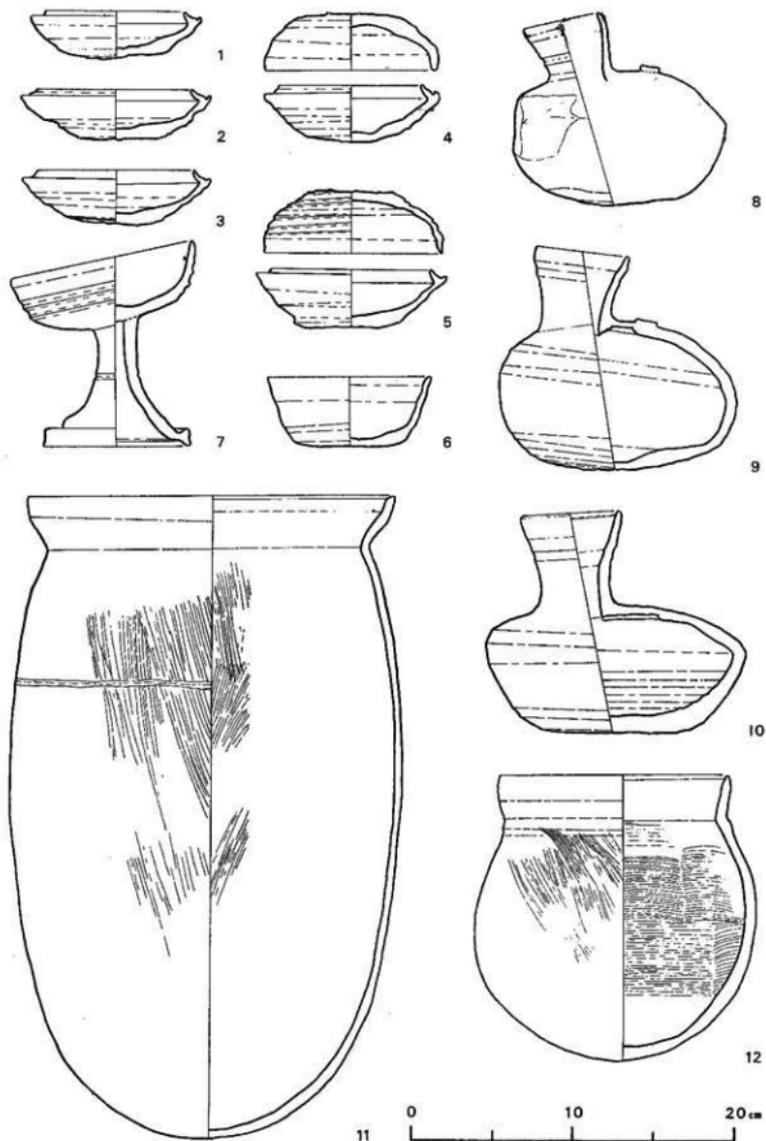
なお、石室外からは、入口部東側の列石の前で、土師器壺らしい破片が一括出土している。これは前庭部の低所に沈積した粘土層内に含まれていたものである。

須恵器 (第8図-1~10)

杯A類 (第8図の1~5) 身の受部にかえりを持つタイプである。身は5点出土しているが、焼成や形態等で3類に区別できる。一つは1と4の類で、1は口径10.6cm、高さ3cm、4は口径10.9cm、高さ3.6cmを計り、他のものに比べて小型品である。色調は1が明青灰白色、4が灰白色と若干異なるが、共に、胎土に細砂粒を多く含んでいて、焼き上りはやや軟質である。受部は共に、外方へのびず、その端部は押えて曲げたように、上方へ向けて短かく突出する。かえりは短かく、大きく内傾し、その頂部をわずかに外反させている。体部は内外面にはロクロ成形痕を残し、器壁に厚味がある。底部は篋切り痕をそのまま残し、未調整である。4の身に見合う蓋は口径10.6cm、高さ3.5cmを計る。色調、胎土、焼成は身と全く同様である。口縁部は体部から屈曲させた如く体部との境界に比較的明瞭な稜を持ち、彎曲している。端部は丸く仕上げている。天井部は篋切り痕を残し、平らである。また、天井部外面に『川』の字様の刻線が走っている。器壁は全体に、身と同様、厚味がある。

二つ目は2と3のタイプで、色調が暗青灰色を呈し、胎土が細かく、焼き上りも非常に硬質である。2の口径11.6cm、器高3.4cm、3の口径11.8cm、器高3.2cmで、前者の類に比べ、若干、大きい。受部は斜上方に非常に短かく突出した状態にあり、かえりとの境目に1条の明瞭な刻線が走る。かえりは体部から引き出したものであるが、大きく内傾しており、頂部でわずかに外反気味にした程度のものである。体部内面は丁寧に横ナデして調整し、外面はロクロびきのままで未調整である。器壁は体部が薄手であるが、底部で肥厚している。底部外面は、篋切り後、櫛状品でナデて調整している。特に、3では『井』状痕が見られ、体部との境界部にも櫛を回した痕跡が認められる。

残りは5の類で、色調は灰色を呈し、胎土は2・3と同様細いが、硬度は前2類の中位を占める。口径11.8cm、器高3.6cmで2・3とほぼ同規模である。受部の形態は前2類と同様であるが、か



第8图 第2号坑出土陶器类测图

えりとの境目には刻線を見ない。体部は外面に凹凸を残しながら、やや直線的に底部に移行するが、底部との境界部では強く押し、底部を突出させたようにしている。このことは前2類でも同様である。器壁は薄手である。底部外面は篋切り痕を消しているようだが明瞭でない。これに見合う蓋も色調、胎土、焼成とも身と同じである。形態は4の蓋と若干異り、口縁部は内弯気味に、わずかに内傾している。端部は尖っている。体部は篋先きで押えたようで、螺旋階段状の凹凸を見る。天井部外面は篋切り後、刷毛目をつけて調整している。

以上、杯身を3類に分けたが、受部のかえりが大きく内傾し、受部先端の高さに非常に近くなってきていること、口径が10.6~11.8cmと小型化傾向にあること、成形がほとんど未調整であることなど共通した点が多く、3類は各々時期差を示すものではないと考える。

杯B類(第8図の6) 碗形の杯で、口径10.1cm、器高4.3cm、青灰白色を呈し、胎土は細かく、比較的硬質である。やや直線的に開いた体部を持つが、底部との境界部を篋で削り、この部分で内方へすぼむ。底部は体部との境界部で肥厚しているが、中央部で再び薄くなる。全体に仕上げは丁寧である。

高杯(第8図の7) 中空で直線的な筒状の脚柱部から、一条の凹線を境にして内弯気味にラップ状に開いた脚裾部を持ち、その端部を上下に肥厚させている。脚柱部内面は横ナデしており、しぼり痕等を認めない。杯部は脚に貼り付けたもので、傾いて取り付けられている。口縁部は直線的に開き、底部との間に2条の凸線を削り出している。底部へはゆるやかなカーブを以って移行する。器高12.7~10.5cm、杯部の口径11.4cm、高さ4cm、脚端部の径9cmを計る。色調は灰白色を呈し、胎土細かく硬質である。なお、杯部の内外面、及び脚部外面の3分の2程に自然釉がかかっており、特に杯部内面は濃緑色を呈している。

平瓶(第8図の8~10) 平瓶には二つのタイプがある。すなわち、室室出土の8、9(A類)と菜道出土の10(B類)との間に、若干の形態差が認められるのである。A類は肩部上面が大きく湾曲し、粗い刷毛目で調整している。特に、9では刷毛目が体部にも及んでいる。肩部上面には、共に、ボタン状の突起部がつく。また、肩部の屈曲はなだらかで、胴部の最大径は体部の中程にくる。底部は篋削りして整形しているが、平坦部がなく、やや丸味を持たせている。器高も比較的高く、全体的に随円球体を呈している。これに対しB類は肩部の上面が広く、湾曲の程度もゆるやかで、刷毛目痕もボタンもない。肩部の屈曲も大きく、胴部の最大径も体部の上方にくる。器高も低く、扁平である。底部外面には篋削り痕跡がなく、体部との境界部にのみ認められる。また、平底風に、比較的広い平坦面をつくっている。

口縁部の形態には両類の間に顕著な相違はなく、いずれも漏斗状に外方へ開いた口縁部を持ち、口縁端部をわずかに内方へ曲げている。また、頸部に1条の凹線を施す点も両類に共通した特徴である。

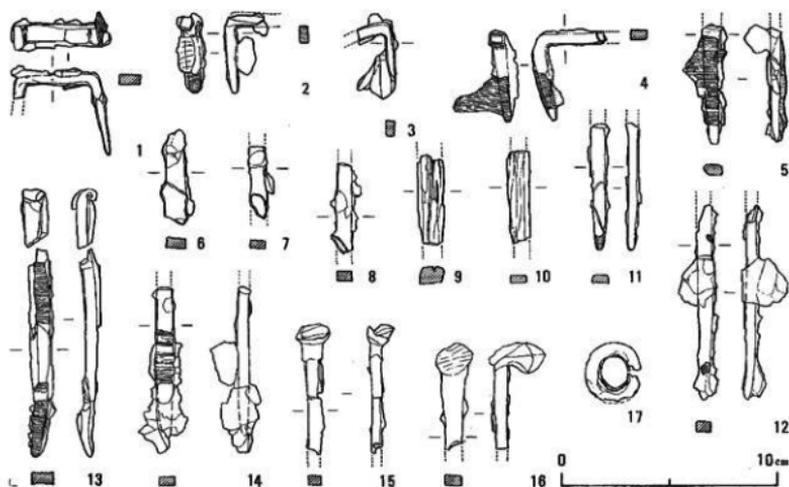
土師器 (第8図—11・12)

壺(第8図の11) 口径22.6cm、器高40cm、色調黄褐色を呈し、胎土に砂粒を多く含んでいる。器壁の厚さは5mm前後で薄手であるが、比較的硬質である。口頸部は『く』の字形に外方へ開き、口縁端部より下方2cm程のところ、今度は内方へ曲げている。頂部は内傾した平坦面をつくっている。肩部の張りはまったくなく、細長い胴部を形成している。体部外面は斜めに刷毛目を入れて調整し、内面も刷毛目調整痕を見るが、その方向は一定していない。胴部の最大径は体部の中程にあり、24.2cmを計る。底部は丸く、外面は篋による削り調整、内面は刷毛目でナデている。なお、体部の中程から底部にかけての外面には炭が付着している。

壺(第8図の12) 口径14.1cm、器高17.8cm、灰褐色を呈し、胎土に砂粒を含む。比較的硬質である。口縁部は直立気味に短かく外方へ開くが、その中程でわずかに内方へ曲げており、上記の壺の口縁部と共通した特徴を持っている。体部はその中程で最大径17.4cmをなし、底部を丸く仕上げているので、全体的に球形の体部を持つ。体部外面は、角度は一定していないが、右下りの刷毛目を施して調整している。内面も刷毛目調整であるが、方向は横位である。底部は外面を篋削り調整しているが、内面は刷毛目が及ばず、未調整である。

鉄製品(第9図—1~16)

鋸(第9図の1~4) はば、全容を知ることができるのは1だけであるが、これでは、背の長さ3.8cm、釘先の長さ3.8cmを計る。2~4は、いずれも、背の一部と釘先を残すだけであるが、釘



第9図 第2号墳出土釘・鋸・金環実測図

先の長さ3~4cmを計り、ほぼ、1と同規模のものであることが知れる。1、2、4には釘先に木片が遺存しているが、いずれも釘先の方に対して直交する方向に木目が走っており、蓋あるいは底板から側板へ打ち込んだものであることが知れる。断面はいずれも長方形を呈している。

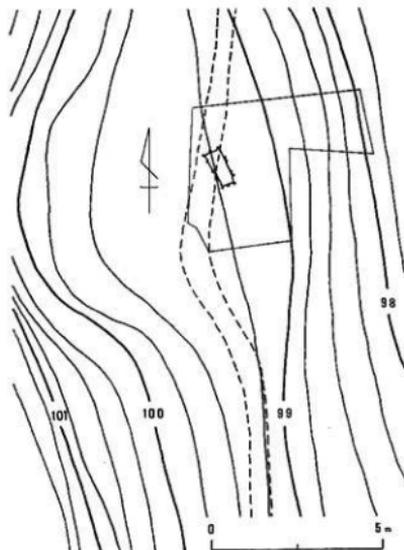
釘(第9図の5~16) ほぼ完形に近いものは13のみで、これでは長さ約12.4cmで、釘頭はたいて薄くした部分をワラビ状に折り曲げたものである。これには木片が遺存していたが、木目は釘に直交する方向に走り、また釘頭より3.5cmの間には木片の遺存は見られなかった。横断面は錠と同様長方形で、1×0.5cmの厚味を持つ。他のものでは、5、11、12、14が釘の先端部を遺存するもので、いずれも釘に対して直交する木目を走らせた木片が遺存していた。15、16は釘頭部を残すと思われるものであるが、16は錆ぶくれがはげしくて明らかでない。15は、やはり、折り曲げた釘頭を持つようである。6~10は釘の身部であるが、9、10のみに木片を残していた。特にこの2点は他のものと異り、釘に対して並行する木目を走らせていた。上記の釘に直交する木目を走らせた木片を残す釘が棺の蓋あるいは底板から側板に対して打ち込まれたと考えられるに対し、木目が並行する9、10は長短両側板を接合するのに用いられたものと考えられる。

金環(第8図一17)

銅地に金箔を貼り付けたもので、銅地は錆で溶けており、金箔の一部は消失し、残部も銅地より大部分が剥離している。長径2.9cm、短径2.4cmで、やや楕円形を呈す。

2. 諸頭山第3号墳

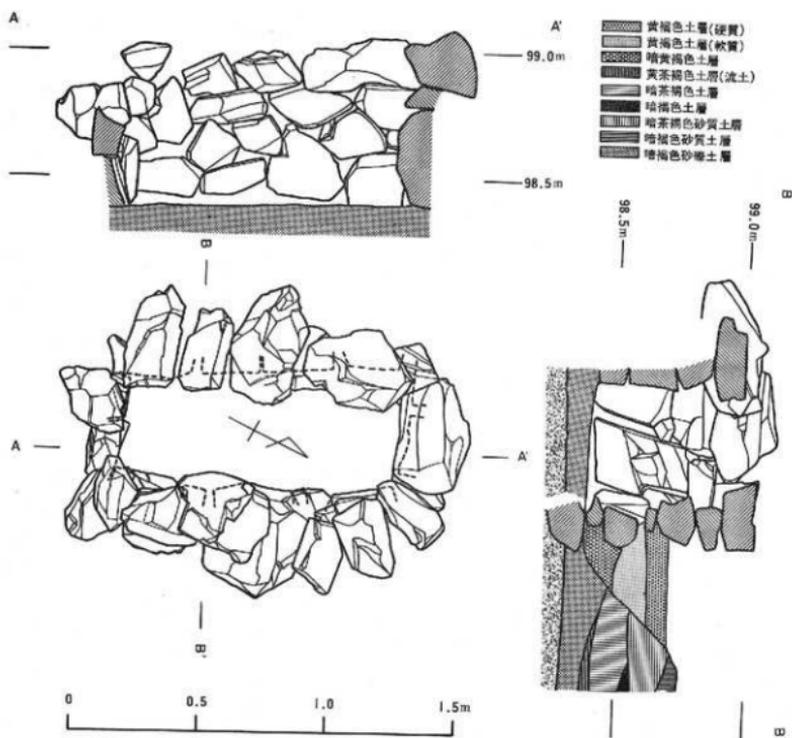
第3号墳は第2号墳より20m南方で、標高99mと100mとの間に築造されており、第2号墳より高所に位置する。現状では、第3号墳の山側部が土取りで削平され、また、石室の直上には林道が通っており、古墳部分は平坦で、地面の盛り上った痕跡は全く認められなかった。ただ、古墳の東側において、等高線がわずかに東へ張り出した状況が見られたので、古墳の存在を想定してトレンチを設定し、石室の存在を確認したのであった(第10図)。



第10図 第3号墳墳形実測図

1) 墳 丘

前述のように、調査前の状況では墳丘の存在については明らかでなかったが、石室東側で、石室に直交する形で設定した E トレンチの断面土層観察により、その存在を確認した(第11図)。それによると、地上上に表土層を除いて6層の土砂の堆積があり、そのうち、下方から5層目の暗茶褐色土層が急角度を以って東傾している状態を見ることができたのである。また、第5層目以下を切り込んで塹を設け、石室との間に、新たに3層にわたる土砂が充填されていた。これら E トレンチの断面土層観察所見から考えるに、まず、現状で5層にわたって盛土し、墳丘を形成し、次いで、これら土層を掘り込んで墓塹を設定し、墓塹内に石室側壁を積み上げつつ墓塹壁との間の空所に土砂を充填し、石室を構築していったものと推考し得る。従って、第3号墳は規模は小さいながら盛土による墳丘を有していたと考えられる。



第11図 第3号墳石室実測図

2) 主体部

主体部は壑穴式石室であるが、その築成は、墳頂部を深さ現状で35cm、上端巾は石室の中軸線より一方の肩部まで80cm、下端巾は同様に約40cmにわたって、横断面が台形状の墓壇を設定し、その内部で行なっている（第11図）。石室の中軸線をN24度W—S24度Eにとり、第2号墳の方向に近似している。内法規模は床面での長さ1.1m、巾は北壁部で46cm、南壁部で37cmと長台形状を呈す。高さは、現状で70cmを計る。石室上端での長さは1.05m、巾30cmで、長側壁での持ち送りが見られる。床面には礎敷き等の施設はなく、また、側壁の基底面と、ほぼ、同一レベルにある。側壁に使用している石材には大きさ、形状に統一性がなく、また、割石と自然石を混用している。その積み方は通有の壑穴式石室と差異を見ないが、側壁の持ち送りに、石材を縦位置に小口積みし、小口を石室内方に送り出すという手法を取っている。天井部に関しては、付近に大型石の散在を見ないし、また、側壁の持ち送りをもう一段分行なると、石室上端巾が20cm前後となり、天井石は側壁に使用している石材と同様のもので十分に間に合う。従って、天井被覆には、本来、特別な大型石を使用していなかったのかもしれない。

副葬品に関しては、石室内から遺物の出土は皆無であった。石室内の土砂の堆積状態からすると、盗掘を受けた痕跡は全く見受けられず、副葬品は、本来、なかったものと思われる。また、棺釘等の出土もなく、あるいは、遺体を直接安置したのかもしれない。

3. 結 語

まず、古墳群の年代であるが、第2号墳からは土器類、釘、鏝、金環が出土している。須恵器類では杯A類が受部にかえりを有するもので、口径10.6～11.8cm、器高3～3.6cmと比較的小型である。かえりのたちあがりは短かく、大きく内傾し、その端部が受部の先端に近い高さにきている。底部も扁平で、未調整のものが多い。蓋も破がなく、天井部も扁平である。次に、高杯は無蓋で、脚部に透しがなく、また、短かい。平瓶はA類が肩部上面にボタン状突起を持ち、肩部に張りがなく、胴部最大径が体部中程かやや上方にあり、底部も丸く全体的に球体である。これらの須恵器類の特徴は、陶邑古窯跡においてはⅡ期末～Ⅲ期初当、実年代で6世紀末～7世紀初頭に比定されているものである。保留した杯B類、平瓶B類については、杯B類が底部を未調整のまま残し、また、底部と体部の境界のみ篋削りを施したものであり、平瓶B類は平底で、肩部に破を持ち、胴部最大径が体部の上方にきている。これら2点の諸特徴は、上記の須恵器類より新しい要素を含んでおり、大差はないと考えられるが、若干、時期の下るものであろう。先程の陶邑窯跡ではⅢ期に比定すべきものであろう。

土師器類では、壺、壺とも、口縁部を中程で内方へ屈曲させ、底部を篋削り調整し、体部の内

外面を刷毛目調整するという共通した特徴を持っている。また、これらの出土状態を見ると、須恵器の杯B類、平瓶B類を除いた他のものとともに、比較まとまった配列状態にあり、上記須恵器類と同時副葬と考えられ、時期的にもⅡ期末～Ⅲ期初頭に比定してよからうと考える。

以上、土器類における形式感からすると、6世紀末～7世紀初頭という年代が考えられ、第2号墳の築造年代も、このころに当てはめて考えることができそうである。

次に、追葬の問題であるが、土器類から見れば、若干、新しい要素を含むと考えられる杯B類、平瓶B類があり、第1次埋葬と近時した第2次埋葬の可能性が考えられる。しかし、この場合、遺体埋葬用の棺体の数が問題になる。すなわち、玄室から12個体分の釘と4個体分の鋸が出土しているのである。両遺物は1.6～1.9mの間隔をおいて、奥壁側に釘5個体、鋸2個体、羨道側に釘7個体、鋸2個体が、ほぼ、一括して出土しているのである。1棺に使用される釘、鋸の数は、鋸が大坂府土保山古墳で木棺の長側辺に各2個、岡山県跡庭^{注2}古墳で長側辺に各2個、短側辺に各1個を棺蓋を固定するために使用されていたといわれ、4～6個、あるいは、それ以上の数が必要であったと考えられる。釘については、滋賀県穴太野漆古墳群^{注3}2号古墳、7号古墳で、^{注4}鋸なしで18本以上、滋賀県穴太銅込古墳群^{注5}5号墳で、やはり鋸なしで16本と想定されている。これらの事例からすると、第2号墳から出土した釘、鋸の数量は1棺分に満たない量である。附着していた木片の木目の方向を見ても、釘2本のみ釘と並行に走っており、棺の側辺から打ち込んだものと考えられるし、他は、釘と直交していて、蓋あるいは底板から側板に向けて打ち込まれたものと考えられる。鋸4個体が蓋を固定させたものとし、木片を遺存していないものをも含めて、遺存した10本の釘がすべて底板から打ち付けたものとしても、その数は大過ぎはしない。以上から考えて、第2号墳出土の釘及び鋸は1棺分の数量であり、少なくともこの点から見る限り、追葬、あるいは、合葬を裏付ける根拠はない。しかし、横穴式石室の性格と土器類に若干の形式差が見られるところから、短期間内の追葬は、まだ、可能性が残される。

第3号墳は全長1.1m、巾37～46cmの小型の堅穴式石室であり、明らかに単葬墓である。年代については、副葬品が皆無であるので明らかでないが、石室の中軸線の方向が第2号墳とほぼ一致していること、石室の構築法が通常の横穴式石室と同じであること等から考えて、第2号墳に近似した年代が考えられる。また、その立地や他の古墳との位置関係等からして、やはり諸頭山古墳群中の1基と見るべきものである。このように考えた場合、このような堅穴式小石室はいかなる意味を持つものであろうか。まず考えられるのは、その規模からして幼児埋葬用であるが、しかし、幼児のみを横穴式石室からはずして特別な埋葬施設を設けた例を知らないし、むしろ、^{注6}足利古墳等では成年骨とともに幼年骨をも出土した例があり、石室規模からだけでは幼児墓とはしがたい。また、京都府法貴古墳群^{注7}では横穴式石室墳が群集する中で、B1号墳と呼ばれる古墳では組合式石棺が特別に設けられ、その中から改葬骨が出土したと報告されている。当古墳群も

似た様相を見るが、改葬骨が出土しない限り問題が残る。このように、通有の横穴式石室の性格以外の特別な意図を第3号墳に付与しようとする、多くの問題を生じる。この場合、むしろ、特別な施設とするより、横穴式石室と同一線上で把握した方がよさそうに思われる。諸頭山古墳群に似た様相を示す例は兵庫県雲雀山古墳群長尾山支群等何例か知られているが、長尾山支群では横穴式石室を中心とする古墳群中に、やはり、堅穴式小石室が数基知られており、副葬品を欠いている。また、滋賀県狐栗古墳群^{注9}では、3～4基からなる7つの支群があり、各支群毎に1基ずつの小石室あるいは木棺直葬墳が伴っている。これらは各支群中最も新しい築造になるものと考えられており、造墓意識の変化、古墳造営の終焉等が論じられている。同様例が滋賀県甲西町竜王山古墳群でも指摘されており、終末期古墳の単葬墓化傾向という変化過程は注意される。もどって、諸頭山第3号墳を見ると、明らかに単葬墓であり、規模も小さく、副葬品を見ないものである。また横穴式石室3基に対する1基であり、狐栗古墳群等における指摘は傾聴し得る。なお、1.1mという長さは屈葬によれば成人遺体をも埋葬し得る規模である。

諸頭山古墳群は第4号墳の未確定古墳をも含めて4基からなる古墳群であり、各古墳は家父長層の死を契機に築造されたものと考えられる。この場合、一家族に一墳墓であるのか、一家族の家父長の代替毎に一墳墓を築造しているのかは明らかでないが、古墳群を形成する一共同体内の造墓意識の変化、強いては造墓の終焉といった問題に、新たに、新資料を呈示したことは注意されるところである。

注

1. 高槻市教育委員会『土保山古墳群発掘調査概報』（高槻市報14集、1960年）。
2. 総社市教育委員会『総社市隨庵古墳』（1965年）。
3. 丸山竜平他「穴太野添古墳群調査報告」（『滋賀県文化財調査報告』第4冊、1969年）。
4. 丸山竜平他 前掲書。
5. 西田 弘他「滋賀県大津市穴太野添古墳群調査概報」（『日本考古学協会第35回総会研究発表要旨』、1969年）。
6. 坪井正五郎「足利古墳発掘報告」（『東京人類学会雑誌』第3巻30号、1888年）。
7. 安井良三『亀岡市法貴古墳群B1号墳—第1次調査—』（1965年）。
8. 石野崎信「兵庫県立塚市長尾山古墳群」（森浩一編『論集終末期古墳』所収、1973年）。
9. 水野正好『甲賀郡甲西町狐栗古墳群調査概要』（『滋賀県文化財調査概要』第6集、1968年）。



諸頭山古墳群附近航空写真



諸頭山古墳群遠景（上・北より、下・南より）



第2号墳主体部全景(1)



第2号墳主体部遺景(2)



第2号墳主体部細部（上・玄室天井部、下・石室後尾部）



第 2 号填天井石除去後主体部全景 (1)



第 2 号填天井石除去後主体部全景 (2)



第2号墳玄室奥壁部近影



第2号墳女室奥壁隅(上)と羨道口列石



第2号墳の遺物出土状態(1) (上・土師器甕、下・須志器平瓶)



第2号墳の遺物出土状態(2) (上・金甕、下・須志器杯類)



第2号墳の遺物出土状態(3)(上・須恵器杯、下・須恵器高杯)



第3号墳主体部全景



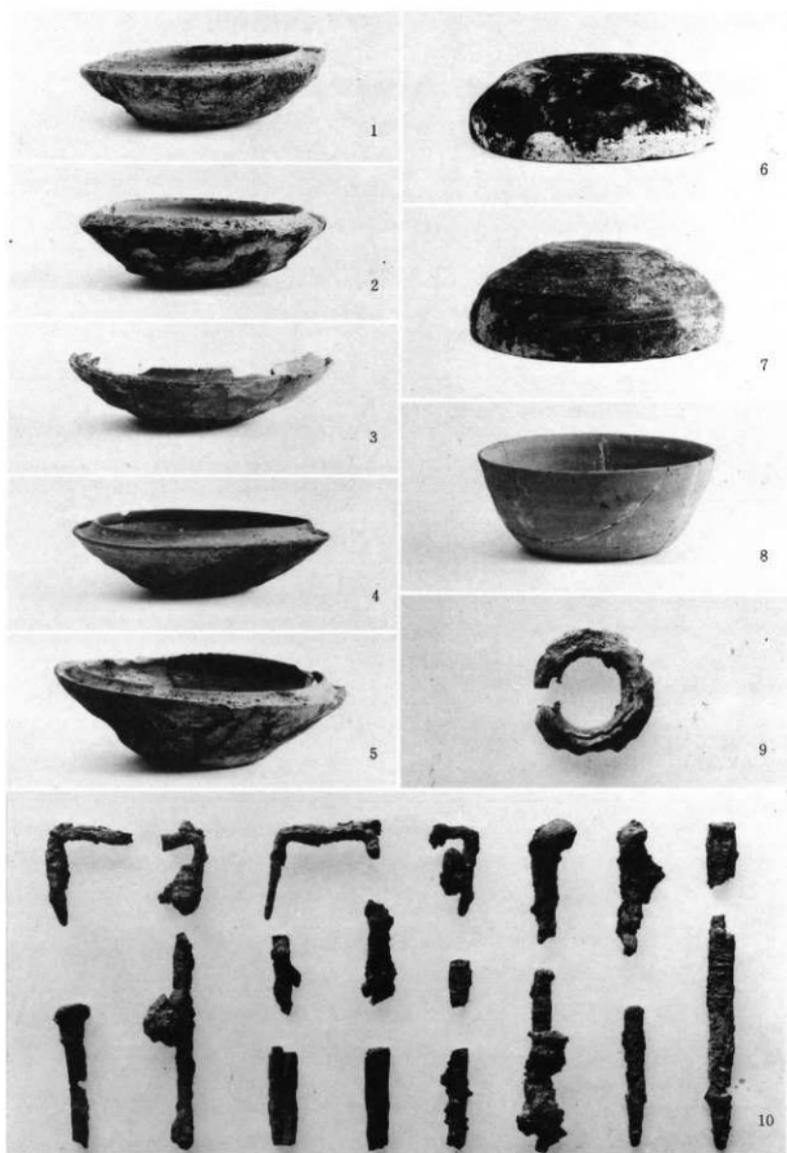
第3号墳主体部細部(1)



第3号墳主体部細部(2)



第3号墳主体部細部(3)



諸頭山第2号墳出土遺物 (1) 1~5 須志器杯身 6·7 須志器杯蓋 8 須志器碗形杯身 9 金葉 10 鉄釘、錠



諸頭山第2号墳出土遺物(2) 1~3須惠器平瓶 4須惠器高杯 5土師器壺 6土師器壺

大東遺跡の発掘調査

中谷雅治 鬼柳 彰

大橋信弥 別所健二

松浦俊和

第2章 大東遺跡の発掘調査

はじめに

いわゆる長浜平野のほぼ中央部に位置する大東遺跡は、今日まで寺院跡として遺跡目録等に記載され、その地も春日神社境内とされていた。事実過去に当境内から、地元の人達によって古瓦が発見されたり、また現に建物の礎石と伝えられている石も在る。この石が果たして礎石であったか否かは明らかでないにしろ、古瓦の存在は当遺跡を寺院跡として認識させるには充分であった。北陸自動車道の建設が本決まりとなり、これに係る事前の遺跡分布調査が実施された際においても、平安時代から室町時代にわたる各種土器破片が古瓦片とともに当大東遺跡近辺より採取されたりして、当遺跡が中世から近世にかけての寺院跡として理解されていたに過ぎない。

当大東遺跡の発掘調査は、当初こうした寺院跡の範囲を確認し、その建物の配置状況等を知ることが目的として、昭和48年5月より約3カ月間を費す予定で開始したが、予想通り古瓦片が少なからず出土する反面、瓦を葺いたと考えられる建物跡等の遺構類が検出されず、これとは別に瓦を葺かないと一般的と考えられる堀立て柱建物群の存在が確認された。もっとも初めはこうした堀立て柱建物を寺院の付属建築物であろうとの予想のもとに調査を続けたが、やがてこうした建物群が、それぞれの間に規則性のもつ事実が明らかとなり、寺院とは別の性格をもつ遺構群として理解するのが妥当であるように思われた。ただこうした建物群域内にはばまんべんなく散布する瓦類との関係は明らかにせず、将来の課題とされなければならないが、今回の調査においては、堀立て柱建物が瓦が葺かれていたことを推量させる明確な事実は発見されなかった。したがって、当建物群の性格を考える場合、時期・規模・方向性等をかんがみ、公的な機関が推量されるが、以下に報告するとおり、これが坂田郡術跡である可能性はすこぶる大きいと言えよう。ただ上述のとおり本遺跡が当初寺院跡として認識されていた関係上、当初の発掘調査対象地域を春日神社の東接地に限ったが、調査途中でこれら建物群の配置範囲がこれより拡大することが予想されたため、当初予定した範囲の調査を第1次調査とし、あらためてこれが北方部域を中心として第2次調査を計画し、実施することとなった。しかし第1次調査を終了し、第2次調査を実施するまでの間に、土地交渉等に多くの時間を費し、結果的に調査を開始するのが冬期となった。そして近年まれに見る多量の雪積等の悪条件が加わったりして、調査は中断のやむなきにいたり、本書にはこれが最終結果を掲載することができなくなったに過ぎない。したがって最終結果は次年度に譲ることになるが、第1次調査結果との関連上、その概要については簡単にふれておきたい。

1. 位置と歴史的環境

大東遺跡は、国鉄北陸線長浜駅の東南東約2.3km、長浜市大東町・今川町にまたがって所在している。そして本遺跡の範囲は、主に大東町の鎮守春日神社を中心とする地域を莫然と指すが、今回の調査は春日神社に隣接する水田を対象とした。もっとも本遺跡周辺は、南方約60mの地域一帯に痕跡を残す姉川旧河道の形成した微高地にあたり、この付近一帯が水田化されたのは、比較的時代がさがると言われている。本地域周辺は標高約97mの等高線にあり、姉川扇状地の端部にあたるため、豊富な地下水を簡単な施設によって自噴させることができ、早くから居住地として利用されたことが推測される。

当遺跡が所在する長浜市が、旧坂田郡に属することは今さら述べるまでもないが、後述するように当遺跡が7世紀～8世紀の遺物・遺構を中心とするため、いわゆる奈良時代から平安時代にかけての坂田郡内の歴史的環境を概観しておきたい。

律令制が施かれ、国郡制が施行されて坂田郡が成立するまでの長浜平野とその周辺は、古来坂田・息長の地とされていた。すなわち現在の長浜市域を中心とする坂田と、近江・米原両町を中心とする息長の地に大きく分かれていたと考えられている。そして、それぞれの地には、その地名を帯びた坂田酒人公氏・息長公氏が古墳時代から伝統的な勢力を築いていたと考えられ、両氏は共に応神天皇の孫の大郎子をその祖とするいわゆる同族氏族であって、共同して本地方一帯を掌握していたのであろう。ただこの内、息長氏は6世紀初頭の繼体天皇・敏達天皇に妃を出し、大和朝廷内部においても独自の勢力を得ていたことは著名なことである。

645年のいわゆる大化改新以来、大和朝廷内部において押し進められていた政治体制変革の動きは、672年のいわゆる浄御原令の施行、702年の大宝律令の制定により従来とは全く異なる政治体制、いわゆる律令体制を創出したが、これにもなって本地方の豪族・農民もこの体制に組み込まれることになったことは言うまでもない。律令体制は、律および令によって政治を行う体制であるが、その眼目とするところは、天皇と奴婢を除くすべての人民を一率に公民とし、これに租税・力役等を課す点にあり、その裏付けとしていわゆる班田収授制や、太政官・八省を中核とする中央官制および国司・郡司・里長からなる地方官制がそれぞれ整備されることになったわけである。これにもなって、本地方は近江国坂田郡として、粟太郡内に置かれた国司の系列下に郡司が任命されるとともに、その役所として郡衛が営まれたであろうことは、他地方の場合と同じである。

ところで、律令体制そのものが本郡に及ぼした事情を具体的に示す史料は、今日までほとんど残されていないが、班田制については今日においてもかなりその痕跡をとどめる条里制によって、その一端が知られるほか、若干の郡司に関する史料がみえる。本郡の条里については『坂田

郡志ほか、いくつかの考証・研究があるが、従来からこれらの間に問題となっている本郡条里の1条の基点については、解決されていないのが実状と言える。ただ本遺跡の位置する大東・今川両町周辺は8条4里・5里の一角を占め、今回の調査対象地域のほぼ中央を南北に走る畦が、その境界をなしていることは既に知られていることである。

一方、坂田郡の郡司に関する史料は決して多くはないが、下に掲げるのは9世紀以前の本郡郡司の補任表である。これからも知れるように、8世紀までの本郡大領は前代以来の豪族である坂

田酒人氏及び息長氏が任命されており、律令政府が律令体制の創出にあたって在地の有力土豪による旧来の支配体制を温存し、利用したことを推測させる。そして奈良時代末期頃から穴太村主氏にみえるように新興の土豪が進出しており、新しい動きを示している。

仏教のわが国への伝来は6世紀初頭と言われるが、当初の段階にあつては、一部貴族・渡来人によって信仰されるだけであつたと言われていた。しかし推古朝頃になると仏教は天皇家及び貴族層の受け入れるところとなり、大和を中心として多くの寺院が建立されることになったが、それにともなって各寺院の寺領が定まり、本郡内においても若干の寺領の所在が知られており、間接ながら仏教の影響が本郡にも波及したことを物語っている。事実、本郡においても白鳳時代の瓦が出土する遺跡が数カ所確認されている。律令体

9世紀以前の坂田郡郡司

天平19.12 (747)	大領	坂田酒人真人新良貴	
	少領	中臣崎足	
	主帳	穴太村主麻呂	
	弘仁14.12 (823)	大領	息長真人
		少領	穴太村主牛養
天長10. 2 (833)	主政	文忌寸	
	副主政	湯坐速	
	主帳	鳥次惟成	
	大領	大領	穴太村主
		副擬大領	息長真人
		少領	坂田酒人真人
		擬少領	比羅臣
承和 3. 3 (836)	副擬少領	息長真人	
	主政	志賀忌寸	
	擬主政	春日臣	
	副擬主政	穂積臣	
	承和 6. 3 (839)	大領	穴太村主牛刀自國
主政		志賀忌寸	
擬主政		春日臣	
大領		大領	穴太村主□□
		副擬大領	息長真人福麻呂
		少領	坂田酒人真人広公
		擬少領	比羅臣蔭繼
副擬少領	息長真人		
主政	志賀忌寸		
擬主政	春日臣		
副擬主政	穂積臣		

制の成立は必ずしも仏教を一般民衆にまで及ぼすものではなかったが、律令政府は仏教を鎮護国家のイデオロギーとして最大限利用しようと考えたから、それに対応して仏教は地方の農民にとってもしだいに身近なものになっていった。前代以来の寺領は食封等として公認され、新たに建てられた寺院の費用等も地方の農民の上にかげられることになった。本郡にも法隆寺領・大安寺領・東大寺領などの所在が知られているが、いずれもこうした事情によるものであったと史料される。

以上のように、政府と密着した形での仏教の展開は、国分寺・国分尼寺の建立などによって一つの方向を示すのであるが、一方においては律令体制の成立によって階層分解をおこした農民の中から班田制の行きづまりに対応する三世一身法、墾田永代私有法等の施行をテコとして成長した有力農民層が出現し、仏教がこれら有力農民層の結束の基軸として、大きな役割りを果たすことにもなったのである。かかる宗教的な動向は、当然本郡においても起り得たことであろう。本郡内における行基開基伝説をもつ寺院が少なからず存在する事実は、こうした動向を傍証しているものと思われる。

大寺院を中心とする墾田の私領化・大規模開発は普通初期荘園制の展開としてとらえられているが、本郡においてはその痕跡を見ることはほとんどできない。しかし平安時代に入って従来から自墾地系荘園が行きづまり、上述の有力農民層の成長に対応した寄進地系荘園が展開するに及び、本郡内においても急速に荘園化が進展している。ただ本郡において平安時代の史料を残す荘園としては、わずかに柏原庄のみであり、他はいずれも中世史料によって復元されるものである。その中でも、大東遺跡の所在する坂田庄は比較的に位置、成立、事情、規模が復元しうるものである。

坂田庄は郡志の復元に従えば、現在の宮司町・室町・大東町・大辰巳町を含む広い地域を占めるが、その大部分が山門領であった。もちろんこのほかに興福寺・祇園社の領地もあった。山門領坂田庄については、本庄の料米が叡山横川楞嚴院法華三昧堂の資に当てられ、本庄が楞嚴院庄という別名をもつことや、三昧堂が天曆8年(1035)に藤原師輔によって建立寄進されたものであること等々からして、平安中期にいたって成立したことがほぼ推測されるのであるが、それと同時に本庄がそれ以前に藤原氏の所領であったことも知れる。つまり山門領になる以前の坂田庄は、興福寺及び藤原氏の所領として存在し、その一部が山門領成立後も興福寺領として残ったと考えられるのである。

中世の資料によれば、坂田庄の石高はほぼ1,200石とされており、それが庄域と考えられる宮司・室・大東・大辰巳の地積に対する石高とはほぼ一致することが指摘されている。なお本庄の公文職については文明3年(1471)に美作入道から、本庄内に居住し、現在も宮司・大東の地に存続している埴見氏の手に移ったことが知られている。

2. 調査の経過

前節で述べたとおり、大東遺跡は姉川の扇状地の端部に位置し、姉川の旧河道が形成したと考えられる微高地上に位置している。この付近では以前からいわゆる布目瓦片が広く散布することが知られ、近くに寺院跡が遺存するものと推定されていた。今回の発掘調査は古瓦片の散布が春日神社周辺に特に著しいことから、大東町字宮東を当初の調査区域としたが、結果的には、調査地からは古瓦の発見がありながらも寺院跡としての遺構は検出されず、これとは別に、堀立て柱建物群を検出した。これが性格については後に詳述するが、この建物群の配置範囲が当初の調査対象地域を大中に超えることが調査途中で予想されたため、その地域についてはあらかじめ第2次調査として発掘を実施することとなった。ただその間、諸般の事情によって第2次調査を開始するまでに時間を要し、11月によりやく始めることができたが、12月から翌1月は例年になく雪積量が多かったため、現場作業は中断のやむなきにいたり、その終了予定は3月15日まで延期せざるを得なくなった。そのため、ここでは第1次調査を主にその経過を報告するものであって、第2次調査についてはその概要を記すにとどめたい。

調査地付近は春日神社を中心に一部の畑地を除いて主に水田として利用されているが、全体的に北東から南西へゆるやかに傾斜している。調査区域内でも、中央を南北に縦断する畦道を境に東西で約50cm、また南部を北東へ向って曲折する畦を境として、南北では約40~50cmの高低差がある。近辺の地形には条里施行後の大きな変化はなかったものと考えられるが、調査区域北端を東西に走る道路は、昭和初期に大東町・今川町を結ぶために新しく敷設されたもので、調査地北西部の水田の床土がその盛土として使われたと伝えられている。また第1次調査地域は、調査時点では水田として利用されていたが、昭和の初め頃には桑畑として利用されていたと言われている。

なお、調査地域を便宜上第12図に示したとおりA~D地区に分け、第1次調査ではA地区を対象とし、第2次調査においてはB~D地区を対象としたものである。

1) 第1次調査(A地区)

A地区およびその付近の平板測量を実施した後、地区内全域にわたって4m四方のグリットを現畦畔に平行して設定した。そして掘り方は5月17日より開始したが、調査に先立って、雨水・湧水等の処理のため、地区西端と南端に巾約50cmの排水溝を削穿した。しかしこの排水溝の削穿途上、耕作土層直下より10数点のいわゆる布目瓦片が発見され、その面(黄褐色粘土層上面)が遺構面であることが予想された。そのためこの排水溝の深さをこのレベルで統一し、一方ではこうした古瓦等の遺物の散布範囲を知るために、グリットを部分的に開削した。その結果、土器片・瓦片等は調査対象地域のほぼ全域に、まんべんなく散布することが明らかとなったほかに、柱穴



第12図 大東遺跡グリッド設定図

と思われるピットや溝痕等が各所で確認された。そのためA地区を局所的に限ることなく、全面にわたる掘削が必要となり、グリットBとC間、5と6間に巾0.5mの柱を抜き、A地区全面の耕作土を除去し、遺構の検出に努めた。幸いに雨水・湧水が少なく、作業は順調に進められたが、逆にひび割れが著しく、遺構部分の確認等には困難をきわめた。

この結果、まずグリット（以下『G』で表わす）10D・10Eに1辺60～70mを計るほぼ隅丸方形の暗褐色を呈するピットが東—西方向に等間隔に、規則的に存在することが明らかとなった。そしてこのピット群は17個の掘立て柱痕で構成され、3間×6間の規模をもつ建物痕であることが確認された。なお、この上面からは瓦片、須恵器片等の若干の遺物が出土した。

遺構の検出作業は、北から南に向かって順次広げられ、上記建物痕に類似した遺構や溝痕・瓦溜等が次々に発見された。これらの存するのは主として耕作土層直下の黄褐色粘土層の上面であるが、これは南方域に行くにしたがって砂質化する傾向にあったり、また各種溝等の遺構の重複があったりして、それらの検出・確認には時間を要した。ただこの内G1A'・1Aの東西に列を為すピット群および溝M10（以下溝を『M』とする）は、付近がほとんど完全な細砂層であるのに対して、内部は暗褐色を呈していたため、比較的明確に確認された。

また遺構面には、ほぼ4mの間隔で現吐畔に平行する10数条の溝跡が検出された。ただこれの掘穿時期は比較的新しいものと判断され、他の遺構を明確に切り込んでいた。

以上遺構確認作業の結果、5月末日までには、10数本の溝跡（4m間隔の東北方向の溝跡を除く）と3カ所の瓦溜、それに一定のプランのもとに建てられたと考えられる建物跡が明らかとなった。ただこの時点では、建物（以下建物を『T』と呼称する）T4の南側柱跡が瓦溜・溝等に切られている箇所があった。

なお、M3・M4・M6・M14等の溝痕は、いずれも途中で切れ、これに続く部分は検出されなかった。またT1の東南隅やT3の一部等においては柱穴の痕跡が確認されなかった。

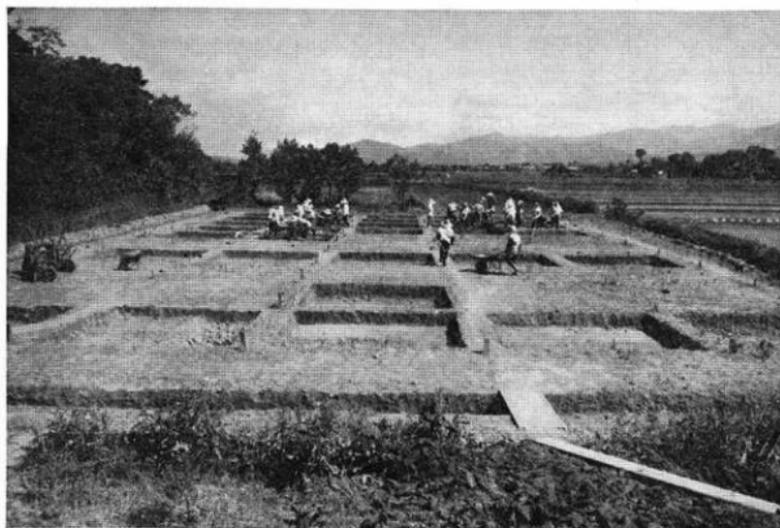
検出された遺構類は、6月に入ってからその内部の掘り下げを開始した。A地区のほぼ全域に4mの等間隔で東西に走る新しい溝は、巾30～80cmを計り、内部には軟質の灰褐色粘土が堆積していた。そのためまわりの土層の色調とは著しい差があり、その境は明確であった。これらの内浅いものは遺構面から数cm、深いものは25～30cmを計り、第2層の黄褐色粘土層を抜いて第3層（主に青色シルト層）に達するものもあって、一部には湧水がみられた。これらの内部からは瓦片・陶器片・磁器片等の各種・各時代の遺物類が混入し、また他のすべての遺構類を切っているところから、おそらくこれらは当地が桑畑として利用されていた時代に削穿されたものと考えられる。

上記溝とは別に、A地区をほぼ南北に走る不規則な溝痕は全部で10数条を数えるが、内部はいずれも主として暗褐色を呈し、その境は不明瞭な部分が多い。これらの内浅いものは数cmを計るにすぎないが、深いものはM8のように第3層の砂層にまで達する。そのため湧水が見られるのも

少なくなかった。特にM6は断面よりして人為的なものであることが明らかである反面、他のいずれも断面がU字状を呈し、特にM1・M7では水流の痕跡を示すと思われる土砂の堆積が認められた。またM7においては、その底部に直径3cmの細礫がほぼ全面にわたって存在していたが、これが自然によるものか、また人為的なものであるかは速断できない。これらの内部より出土した遺物としては、M9・M6では主に古瓦片が、またM1・M7・M8では須恵器・土師器片が挙げられる。なおM8のG7A'付近では多量の木炭片及び鉄滓が出土したが、これに伴う遺構は検出されなかった。なおT4の柱穴の一部は、M7内の堆積土の上面より穿たれており、その相関関係が注意された。

一方、検出された各建物跡の柱穴痕は、主に濃い褐色を呈し、四周とは明りょうに境されるが、建物によっては色調等に変化が乏しく、不鮮明なものも少なくなく、検出できなかったものも在る。

瓦溜（以下『RP』で表わす）は全部で4カ所を数えるが、この内RP1においては瓦片の出土が特に著しく、その上位部では大形の破片が幾重にもなっており、そしてその底部よりはM11及び10数カ所のピットが確認された。また瓦溜RP2は1に比べると浅く、また瓦の出土量も少ないが、その下部からT4に関連する柱穴が検出された。なお瓦溜RP3および4は、いずれも瓦片は少ないが、ただRP4の底部からは長径約1mを計る楕円形のピットが検出され、これの



第13図 発掘風景

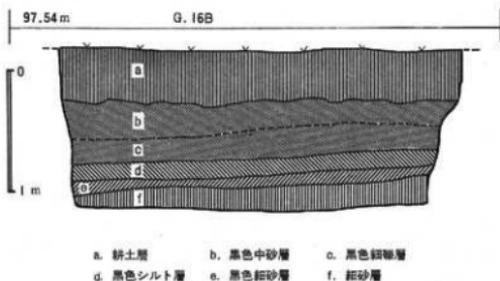
底は第3層の青色シルト層に達していた。

なお調査期間中は炎天が続き、遺構面の乾燥が著しかったり、また部分的に遺構部の色調に変化が乏しかったりして、遺構部の掘り下げには多くの時間を費し、これらの遺構の写真撮影・実測を完了したのは8月末日に近く、埋め戻し作業等も含めて、すべての現場作業を完了したのは9月14日であった。

2) 第2次調査

第1次調査の結果、A地区において確認された堀立て柱建物群は、それぞれの建物の方向に規則性が認められるところから、同一企画の下に配置されたであろうことは容易に推定されたため、これらの性格については、寺院の付属的な建物とは別に官衙的なものであろうと想定したことは前にも少し記したが、第2次調査はこうした想定のもとに調査対象地域を決定した。

第2次調査は第12図に示すB～D地点を対象として、11月12日より掘り下げ作業を開始した。調査はまずA地区の東接地すなわちC地区より着手し、第1次調査で検出された諸遺構の関連遺構の検出に努めると同時に、すでに過去において近くの道路が敷設される際に削土されたと伝えられているD地区において遺構面の遺存状態を把握するため、局所的にグリットを掘り下げた。その結果、B地区においてはA地区における諸遺構に関連する遺構等は検出されず、またD地区においてもすでに遺構面が完全に削平され、遺存しないことが明らかとなった。そこで続いて、上記したとおりA地区の堀立て柱建物群が官衙的な性格を有するとの想定のもとに、C地区において重点箇所を設定し、順次調査範囲を拡張するという方法で作業を進行させた。つまり第1次調査によって検出されたT4が、後に詳述するように門跡に推定されることから、これの南辺の垂直二等分線上、いわゆる中軸線上における建物跡の検出を目的として、この線上を重点的に掘り下げることにした。その結果、C地区においてはG23Kを中心とした地域に3間×5間の規模を有し、ほぼ南北に長軸をもつ堀立て柱建物跡(T5)を検出した他に、中軸線上のG19Hを中心とする地域に夥しい量の古瓦片および須恵器片の散布、包蔵する部分を確認した。また中軸線上をさらに北方部に延長したG34Iの地域において3間×3間(T8)、3間×2間(T6)、2間×2間(T7)のほぼ東西に並列する堀立て柱建物群を検出した。これらはいずれもいわ



第14図 D地区G16B断面図

ゆるベタ柱で、A地区において検出された建物群やT5などは若干様相を異にし、またその柱列の方位もそれらとは若干異っていたりして、これらが他の建物と同一視できるものではないが、いわゆる中軸線上に位置していることには興味をおぼえる次第である。もっともこれら3者の間にはT7の柱穴がそれぞれT6の柱穴痕に重複することもあって、その時期に差異が認められることは言うまでもない。

なおこれら諸遺構の他に、第2次調査によって確認された遺構の中に、2カ所の方形のプランを持つ周溝を検出した(HS1・2)。この内1カ所はきわめて浅く、その中・上位部はすでに削平されたことが予想され、性格等については明らかでないが、他は比較的深く、溝内部に弥生時代後期の器台や壺が包蔵されていて、これがいわゆる方形周溝墓としての可能性を秘めるものとして注目される。またこれらの他に数条の溝跡を検出したが、その内のM18には夥しい量の白鳳時代の各種瓦片が埋蔵されていた。

とにかく第2次調査は、その開始が11月の中旬であったところから、厳寒の最中に作業が進められるという悪条件と重なって、例年になく多量の降雪のため、各種作業は困難をきわめ、1カ月以上の中断のやむなきにいたりして、調査は3月中旬になってやっと一段落したしだいであった。

3. 遺 構

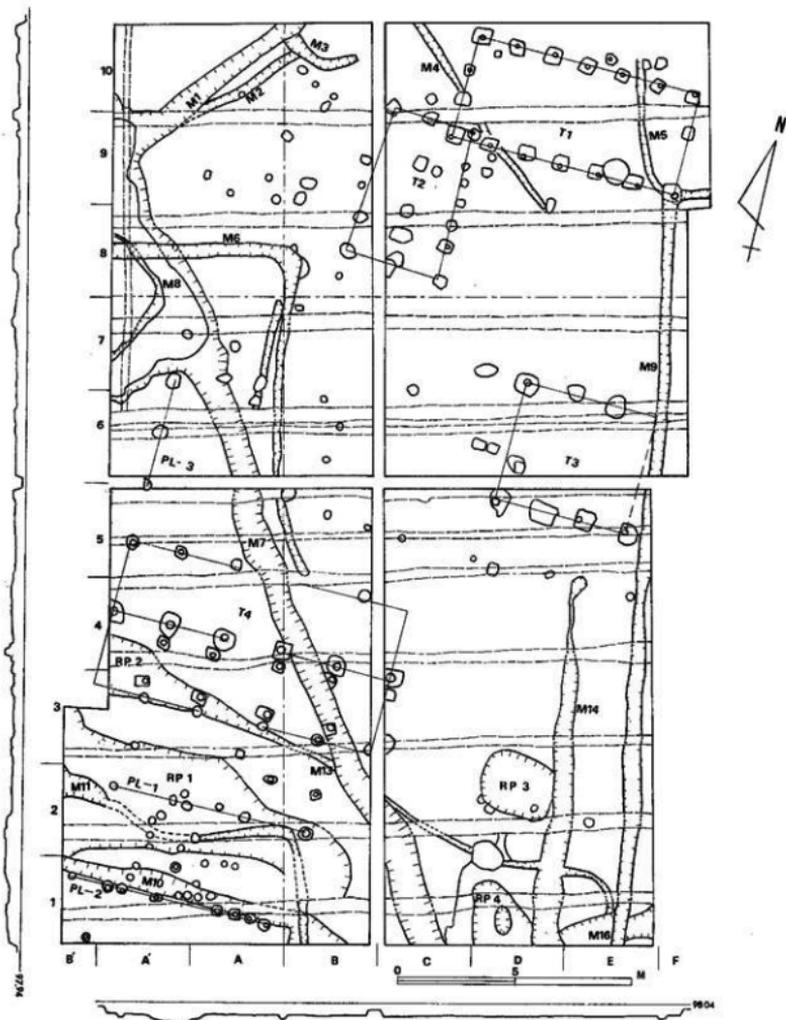
〈第1次調査〉

発掘調査で明らかにできた遺構は、4棟の建物跡と3本の柱穴列、それに14条の溝跡、4ヶ所の瓦溜、さらに建物跡としてまともでない多数のビット等である。これらのすべては黄褐色粘土層ないしは細砂を含む黄褐色土層に掘り込まれており、この遺構面は標高97.5m前後のほぼ平坦な地勢をなしているが、当地が姉川の扇状地の端部であるところから、北東部から西南部へゆるやかに傾斜している。また、この遺構面がたび重なる耕作によって削平を受けた後の残存面であることはいうまでもない。

これら確認した諸遺構のうち、特に建物跡はいずれも方向に規則性を有し、相互的に関連するものと考えられることは筆筆するに値するものと考えられる。以下にこれらの各々について説明を加えるが、ここでは建物跡を『T』、柱穴列を『PL』、溝跡を『M』、瓦溜を『RP』と表わすことにしたい。

1) 建物跡(T)

上述のとおり検出された建物跡は全部で、4棟を数えるが、いずれも獨立柱の建物で、そしてこの内T1・T3・T4は同一時期のものと考えられるが、これに対してT2はT1と一部重

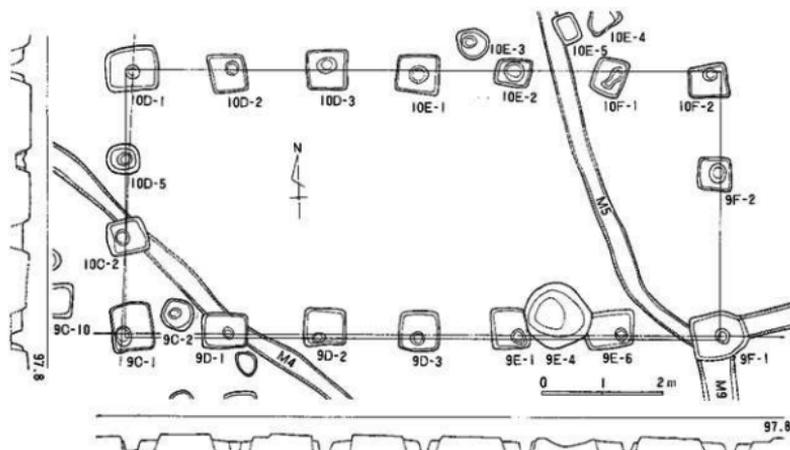


第15図 A地区透視平面図（方位は真北を指す）

複しているため、T1との同時期性は否定されるものや、T4の如く、一部建て替えが想定されるものもある。しかしT1・T4等が同一方向性のもとに、同時代性を有するものと考えられる反面、それぞれの柱間の寸法に均一性がない点など、細部について若干の差異があることや、出土遺物の中に瓦片が少なくないにもかかわらず、礎石や栗石等の敷いた柱穴跡が皆無であって、いずれも掘立て柱の穴跡のみであることなど、これら諸建物の性格を考える場合、注意されなければならない点が少ない。それについては後章で詳しく述べることにするが、いずれにしても、当初考えられていた寺院跡としての性格付けは、この調査地における遺構類に限るならば、改められなければならないものと思料されるのである。

(1) T 1

T1は第1次調査地、すなわちA地区の北東隅近くより検出された。これは3間×6間の規模を持ち、そして棟方向をほぼ東西に指す建物跡である。その柱間寸法は、梁間約1.65m、桁行約1.5mを計る。これの柱穴内の柱痕は約20~30cm程度であるが、不明瞭なものもあった。身舎内には一部T2の柱穴が重複するが、これとは別にP9E-1とP9E-6の柱間やや内側に、直径1.1m、深さ0.3m余のピット(P9E-4)が発見された。この内部より白鳳時代の平瓦片が2点出土しただけで、性格は明らかでないが、柱穴とは考えられない。また他にP10E-1の柱穴内よりは整った須恵器片が検出された。なお、P9D-1はM4の上面より検出され、P9F-1はM9によって掘削を受けている点から、T1は両溝の中間期の遺構と考えられるのである。



第16図 建物跡T1平面実測図

(2) T 2

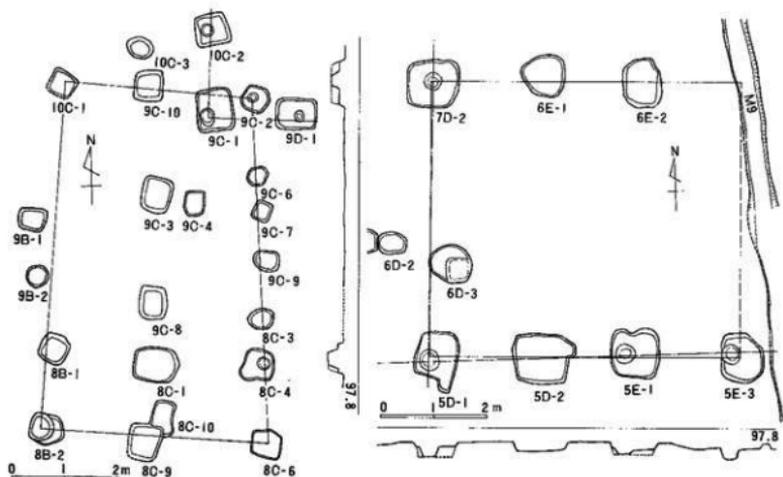
これはT1の南西部に一部重複し、南北に長いプランをもつ建物跡である。これだけが他の建物跡と直角方向に、つまり南北に横を向ける。これは2間×5間の規模を有するが、柱間寸法にそれぞれ差異があったり、P9B-1やP9B-2など若干ズレた位置にあるものがあるなど、複雑な構成をなし、またこのT2だけがいわゆるベタ柱であるなど、他のT1等との間にかなり異った要素をもつ。そのため、2棟ないしはそれ以上の重複の可能性をも無視できるものではないが、ここでは仮りに1棟としておきたい。なお、これからの出土遺物はなく、時期の想定は困難であるが、T1との間に時期的な差があることはいうまでもない。

(3) T 3

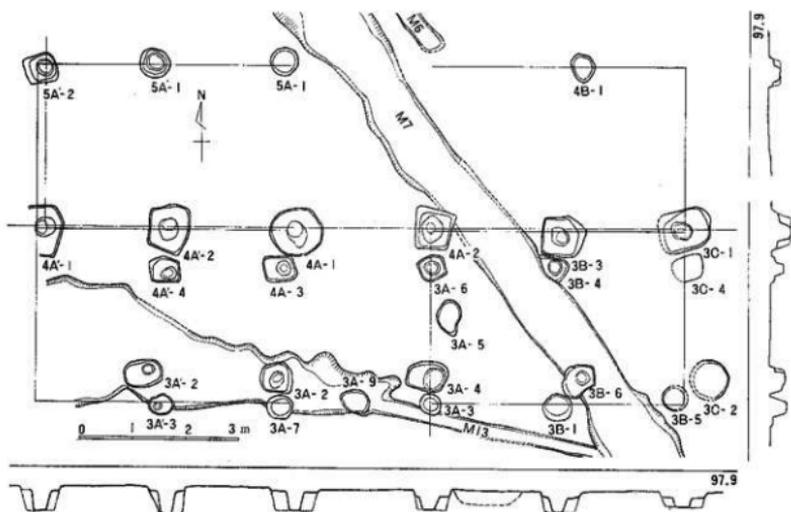
これはT1とT4とのほぼ中間東寄りに検出された建物跡で、深間2間、桁行4の規模を持つ。ただ梁間における中間の柱穴は確認されなかった。そして他の柱穴間の寸法もT1等に比較してかなり広く、柱穴痕そのものも不明瞭なものが多い。しかしこれの柱穴P5D-2、P5E-1-3より格子目の叩き跡を幾す白鳳時代の平瓦や丸瓦の破片が10数点出土した。(なお第2次調査によってP5E-3の西方にP5E-4なるものが検出され、これは2間×4間であることが確認された。)

(4) T 4

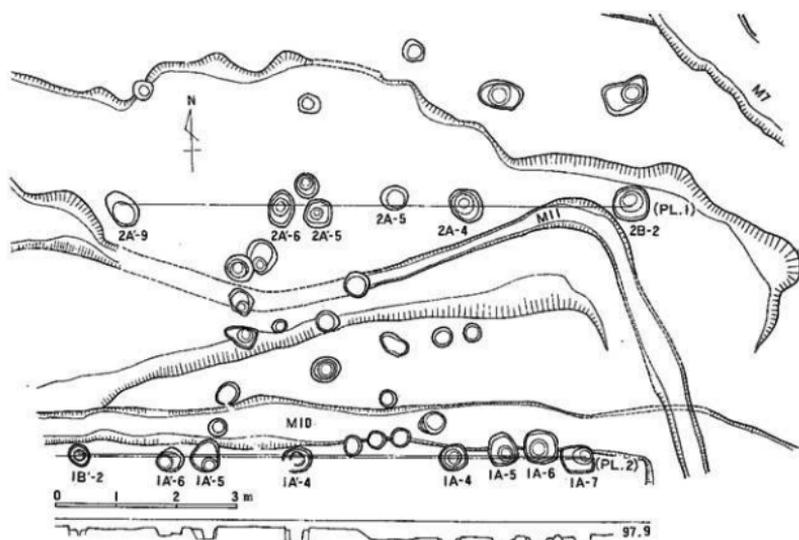
T4は第1次調査地域のほぼ最南端に位置し、本遺跡地の舊建物の中で最も南に位置するもの



第17図 建物跡T2・T3平面実測図



第18図 建物跡T4平面実測図



第19図 建物跡T4南方城の柱穴群平面実測図

で、第1次調査で確認された諸建物跡の内でもっとも規模の大きいものである。これは梁間2間(約6.45m)、桁行5間(約12.30m)のプランをもつ。ただ梁間の柱間寸法は、北側と南側の間に若干の差を有し、前者は約3.15m、後者は3.30mを計る。そしてまた桁行の柱間寸法も一定ではない。すなわち、南北両面および中央柱列のいずれもの中央の柱間寸法が2.70mであるのに対して、他は2.40mで、中央部が最も広い。このことは本建物跡が門跡であることを示唆するものと考えられる。ただ本遺構の柱穴群のうち、桁の中央列および南面列にそれぞれ平行して同規模の柱穴列が確認された。これはT1の建て替えを想定するべきものと考えられるが、T1の北面列に対応するこの種の柱穴列が検出されなかった。また、T1遺構の桁3列の柱穴列のうち、特に中央列のみが他の2列と異って、その柱穴の規模が大きい。すなわち中央列のそれは1辺が約1cm前後の隅丸方形を呈し、しかも明確にその柱痕が確認されたのに対して、南北両列の柱穴痕はすべて直径0.5m程度であり、しかも柱痕の検出が困難なものが少なくなかった。こうした事情より、このT4が建て替えされたものであるか否かは判断できない状態にある。第18図では柱列間の寸法によって一応P5A'-2~4B-1列とP4A'-1~3C-1列およびP3A'-3~3B-5列をもって線引きしたが、前2列は別として、それに対応するものがP3A'-3~3B-5列かそれともP3A'-2~3C-2列かは明確でない。いずれにせよ本遺構が、中央柱間の特異性および桁行中央列の柱穴痕の大きいこと等よりして、門跡である可能性がさぶる大きいといえる。ただそうした場合、この遺構の東西方向に築地等の痕跡が検出されなかったのが懸念される。なお、これらの柱穴内より白鳳時代の各種の瓦の破片が出土したが、これはP4A-2やP3B-6のようにM7を切り込んでいるピットが検出されていることや、RP2の底部から南面桁行の柱穴が発見されている点など、T4が7世紀後半から8世紀初頭の建物に比定できるのである。

以上、各建物跡を個別に略説したが、そこでつぎにこれらの全体的な配置について説明しておきたい。

今回の調査で確認された建物跡は合計4棟を数えるが、上述のごとく、これら諸建物(特にT1・T3~5)が相互的に関連するものであると考えられるが、それを傍証するのが、建物の方向性およびその配置の規格性である。つまりT1およびT3~5はいずれもその梁間方向が同一の方向を示し、そしてその配置状態は第15図のごとくである。これについては後に詳述するが、いずれにしてもT4を門としてこれより北方部に建物が一定の規格性の下に配置された一面を想定できるのである。ただこれが白鳳時代の古瓦の出土する事実よりして寺院跡としての比定も可能であるが、これらの諸遺構がこの寺院と直接結び付けることはできない。だが、古瓦の出土状況等からして、これらの建物群が寺院の跡地を利用したと考えられることはいうまでもない。

2) 柱穴列 (PL)

第1次調査地域の東南隅一帯からは直径0.3~0.5m程度の小さなピット群が確認された。これらはT4遺構の直南に密集しているが、これらを建築物としては把握しがたく、したがって平面的な規則性は、それから看取できない。しかしこれらの内でもT4の桁行方向に一致して、ほぼ一直線上に並んでいる部分が存在するのが注目される。つまりP1B'-2とP2A-7を結ぶピット列がそれである。特にこれらの内でもP1A'-4とP1A-4の間の間隔が他のそれに比して大巾に大きく、この間は2.70mを測ることができる。これは上記T4の桁行中央開寸法にほぼ等しいことに興味をおぼえる。これらのピット内よりも白鳳時代の瓦片が出土しており、PLもT4などとほぼ同一時期の遺構と想定されるのである。しかし一方ではこの中央部柱穴以外の柱穴痕の間隔がまちまちで、そこに副次的な要素を加味して考えなければならないが、この列の延長上東方、G0CのM7の底部より同性のピットが確認されていることから、本来はこの列はこのピット群の範囲内だけに限られることなく、さらに東西に延びていたことが考えられるのである。つまり横列的なものが想定されるしだいである。ただその性格については明らかでないが、T4を門に比定した場合、その東西方向に横列、築地等の痕跡が認められなかったことと、関係して考えるならば、このピット列がこれに代わるべき性格を有しているとの解釈も得られよう。なおPL3がT3の西方14mの位置に南北に存在するが、これはT3に対峙する建物であるか否かは、その西方のピットの確認ができていない現在明らかでない。

3) 溝 (M)

第1次調査区域全面にわたって、各種規模・方向の溝痕が、14条発見された。このうち現吐畔と平行に東西方向にほぼ等間隔に検出された溝は近代の耕作によるもので、上記建物遺構等と時期を同じくするものはない。そこで次ぎにこれらの主要なものについて説明しておきたい。

M7はG7AからG1Cまで、ほぼ一直線状に南流するもので、M8とともに当地域から検出された溝跡の中でも規模の大きいものである。これは巾約1m-1.5m、深さ0.1-0.3mを測る。ただこれのG2B東南部以北の溝底には砂礫が著しいが、これが人工によるものか否かは明らかでない。一方、G2B東南隅からの溝底はなだらかに傾斜し、G1C付近では0.3mをこえる深さもち、砂利も減じて砂が目立つ。溝内の暗褐色土層中や溝底より土師器、須恵器の破片が出土した。ただこのM7はM13と一部交又するが、この部分よりは瓦の出土があった。なお、このM7はT4の東半城を突き抜けていることと、M7を埋める暗褐色粘土層上よりT4の柱穴が穿たれていたことよりして、この溝の存続時期はT4以前のものであることは容易に推考できる。

M8は、A地区北部西端域に検出されたが、これは巾2m前後、深さ0.3-0.5mの規模をも

つ。これが内部には暗褐色の粘質土が堆積していたが、この土層中および溝底部には土師器、須恵器片が多量に包蔵されていた。ただこれのG8A'、G9A'付近の溝上層部に炭化物が厚く堆積しており、そこより鉄滓が土師器とともに出土した。

一方M10は柱穴列に平行して検出されたもので、これら柱穴列を切り込んでいる。この底部よりは、このビットの底部が検出された。そのため、M10はこの柱穴列より後のものであることは明らかである。なお、この内部より平瓦、丸瓦片が数点検出された。

M9は溝内に白鳳時代の瓦片や糸切り底のもつ須恵器片、それに陶器等の各種、各時期の遺物が内包されていた。これはT1の柱穴の上から掘り込まれていることからして、明らかにT1より時代の降るものである。これは、これに平行するM14と同種のものと考えられる。

なお、M7がT4の柱穴によって堀穿されていたことは前述したとおりであるが、これは建物の時期決定に重要な意味を持つものであることは言うまでもない。

4) 瓦溜 (RP)

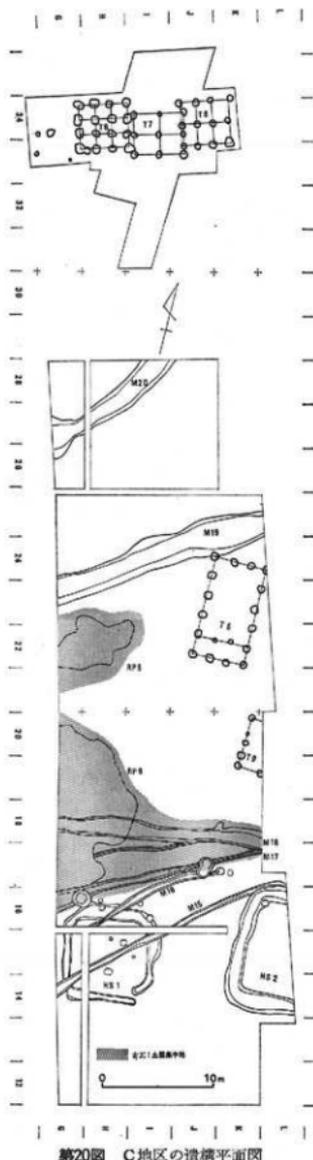
第1次調査区域より大小それぞれ4ヶ所の瓦溜が発見されたが、この内瓦溜RP1は規模が大きく、瓦の出土量も最も多い。この遺構内よりは瓦以外の遺物はなく、また堆積土も上記溝のそれとまったく異り、この成立時期がきわめて短いものであったことが思料される。これら瓦類はいずれも白鳳時代のものに限られ、これより前後する時代の瓦は皆無であり、これらは、調査地のほぼ全面にわたって散乱していた瓦片と同種のものである。なお、この底からM11とビット群の1部が検出された。

瓦溜RP2は1の北側、T4上に形成されたもので、瓦溜RP1に比べて浅く、また出土量も多くない。また瓦溜3・4ともに深さ0.3~0.7mを測るが、これよりは瓦片とともに須恵器、土師器片等が伴出したが、ともに量は少ない。これら4ヶ所の瓦溜内より出土した瓦類は、いずれも同種の瓦で時期を同じくするものである。ところで、これらの瓦溜と既に述べた建物跡とを結び付ける積極的な要素は見当らず、多量の瓦の性格が把握できない。しかし先にも述べた如く、これらの瓦溜は建物跡およびビット群の上層に存在するため、これらの建物群より後代に形成されたものであることは明瞭である。しかし、両者の时期的な差は瓦溜より伴出する土器類より判断すれば、そう大きくないことが解る。

<第2次調査>

第2次調査で確認された遺構は、先にも少し触れたとおり、堀立て柱建物跡と2ヶ所の方形周溝状の溝跡を含む各種溝跡に大別されるが、また、これと一部重複して多量の土器破片や瓦片が集中して散布する部分が2ヶ所検出された(第20図)。もっともこれらについての詳細は次回の報告書に譲らなければならないが、ここでは一応その既略について記しておくたい。

建物跡は全部で4棟を数えるが、この内の3棟はほぼ一直線上に並存するが、その方向は現時点に平行で、第1次調査で確認された建物跡の棟方向とは一致しない。それらは2間×3間(T6)、2間×2間(T7)、3間×3間(T8)の規模を持つが、T6とT8とは約4mの間隔を持って並列し、T7は丁度その間を埋める状態にある。ただT7の東辺は一部T6の身舎内に入り込み、それらに時期的な差のあることを物語っているが、その相対関係は明らかでない。なおT8だけが建て替えたと思われる柱穴痕の重なりが認められた。一方T5と呼ばれるものは、2間×5間の規模を持ち、その棟方向は、第1次調査によって検出された門跡と推定されるT4の垂直二等分線にまったく平行する。ただこれには間仕切りのためと考えられる柱穴が南辺に平行して2カ所検出された。この2カ所の柱穴は他のそれに比してやや小さく、他が隅丸形状を呈するのに対して、これらはほぼ円形を呈する。一方これの南辺より南方約4mの位置に棟方向がT5とほぼ直角の状態にある建物跡の一部を確認したが、その大部分が調査地より外れるため、全体の様子は明らかでない(T9)。第1次調査で検出された建物跡T1～T4および第2次調査で検出された建物跡T5～T9の相対的な位置関係は第28図に示すとおりであるが、それについては後章で改めて述べることにしたい。ただ第2次調査によっては第20図に示すとおり2カ所の土器破片・瓦片の集中する地域を検出したが、この内RP5の下部およびRP4のG19Hの近辺下部においてそれぞれ2・3の柱穴痕があって、それらはいずれもいわゆる中軸線にほぼ直角方向に並ぶ。しかし多量の古瓦片が複雑にそれらに食い込んでいたりして他の柱穴痕を確認しえず、それらの平面的な様子は明らかでない。ただ柱穴そのものは、他のT5の



それらに比べるときわめて浅く、その大部分がすでに削平されているが、2・3ある柱穴の間隔がほぼ一致するところから、ここに何らかの建物の存在したであろうことは充分考えられる。ただこれの西方域が既にまったく掘削されていて、これを確かめるすべはないが、これがいわゆる中軸線上に位置するところから、この持つ意味は大きい。

一方2カ所の方形周溝の内、HS1と呼ばれるものは1辺約7mの正方形を呈するが、それはきわめて浅い状態であって、その大半がすでに削平されたものと思われる。しかしHS2は1辺約10mを測り、HS1よりやや大きく、また溝も深さ約50cmを測ることができる。そしてHS1の溝が浅くて遺物が検出されなかったのに対して、HS2の溝内中部部において、弥生時代後期の器台形土器や壺が出土した。これらのいずれもは、いわゆる方形周溝墓と考えられるが、HS1においては削平が著しいことからその土壌は確認されず、またHS2においてもその推定位置が調査地より外れるため未検出である。

なおこれら諸遺構の外に6条の大小溝痕を確認した。この内M15は第1次調査によって検出されたM1の延長上にあるための同一のものと考えられる。またM18内には夥しい量の各種瓦が包蔵されていた。

4. 遺 物

第1次の調査によって検出された遺物類は、主に瓦類と土器類に大別されるが、土器類の数は比較的少なく、それも出土場所がM7・M8に偏っている。また瓦類はいずれも白鳳時代のものに限られ、瓦字の文様等の種類はきわめて少ない。特に瓦類は瓦溜以外においてもかなり広域に散布していたが、瓦類と直接結び付くと考えられる遺構の発見はなく、その確認は将来を待たなければならぬ。

1) 瓦 類

今回の調査地域から発見された瓦類には、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・製斗瓦があり、その多くはM11上層の瓦溜RP1及びG0CからG0Dにかけての瓦溜RP2から出土したものである。以下には主にこれら第1次調査によって発見されたものについて説明することにした。

これら出土瓦にみられる特徴としては、軒瓦の文様の種類が少なく、軒丸瓦が半弁8葉蓮華文、軒平瓦が四重弧文に限られることである。ただ前者は2種に細分されるが、文様構成はほぼ同じで、ただ中房等に若干差が認められるにすぎない。これらはいずれも白鳳時代にその製作年代を求めることができるが、いずれも胎土が粗く、また焼成が非常に悪いため、表面の摩滅が著しく、叩き目などが消えてしまっている例も少なくない。

(1) 軒丸瓦

軒丸瓦は全部で24点を数えるが、すべて半弁8葉蓮華文で、外縁に重圏を有し、そして花卉がいずれも非常に肉厚である。ただこれらの間には周縁と花卉、それに中房などによって2種類に細分される。そこでこれをa、b 2種類に区別して説明する。

(i) a類 この出土数はわずか4点を数えるにすぎない。瓦当の直径は18cm前後、厚さはb類よりわずか厚作りで3cm前後を測る。花卉には子葉がなく、その影りは深く、そして肉厚である。b類より弁巾は狭く、また間弁が高い。中房は直径約3cmの小さなもので、内部の蓮子数は1+4である。また外縁は高く、その内側に内傾する重圏が施されている。これらはいずれも胎土が粗く、また焼成も悪い。

(ii) b類 a類と同様、瓦当の直径は18cm前後を測るが、厚さは2cm前後の薄作りであり、中房は約4cmの直径をもつ。中房内には1+6の蓮子があり、その数はa類より多い。花卉は巾広く、また高いが、間弁は逆に低く、わずかに認められる程度である。周縁はa類と同様に高く内方に傾斜し、そこに3重の圏線を施している。

軒丸瓦の文様は以上の2種類のみであるが、丸瓦と瓦当の接合は、瓦当に丸瓦を食い込ませる手法がとられている。そしてその内外面ともに、これを補強するため粘土を貼り、その上から横ナデ調整が行われている。

(2) 軒平瓦

軒平瓦の出土点数は、わずかに18点を数えるのみであるが、それらのいずれもが四重弧文軒平瓦である。そしてこれらすべてがいわゆる無頸のものである。ただその断面より、いわゆる直線頸・刎頸・踏頸等各種に区分されるが、この内直線頸のものが12点を数え、大多数を占める。これら軒平瓦類も軒丸瓦と同様に胎土は粗く、また焼成が軟弱であり、主に黄白色を呈する。

(3) 平瓦

この種のものが最も多量であるが、上述の如くこれらの大部分が瓦溜RP1および2より出土したものである。しかしこれらはすべて破片で、完形品は皆無であった。ただP1A-9等からは完形に近いものが3点出土している。

図版29の右中は1枚作りで、狭端面で上弧巾26.8cm、下弧巾27.2cmを測ることができ、また全長は45~50cmと推定される。

(4) 丸瓦

平瓦と同様に完形品はなく、ただP1A



第21図 P1A-9における瓦の出土状態

一5や瓦溜Aなどから10点余り原形に近いものが発見された。この種のものも全体数からして少なくないが、これらのすべてがいわゆる行基葺のもので、玉縁をつけたものや、これの痕跡の認められるものは1点もない。

(5) その他

以上各種の瓦のほか、2点の鬘斗瓦が発見された。これらはP1A-9などで他の平瓦とともに柱を固定するかの状態で発見されたものであって(第21図)、意識的に柱穴内に埋め込まれたものと考えられる。鬘斗瓦は多くが平瓦を半載したりして使用されることも多いが、今回の調査によっては明らかに半載されたと思われる平瓦は発見されず、図版29の右上のように両側縁が丁寧にヘラで削られており、意識的に作り出されたものと思われる。なお、これの凸面には格子の叩き目があり、凹面には布目の痕や桤板圧痕、布の綴合せ痕などが残こされている。これは先端部で上弧巾13.8cm、下弧巾14.9cmを測り、現長は約33cmである。

以上のほかに特殊なものとして四重弧文隅軒平瓦および隅平瓦が各1点ずつ発見された。前者は瓦当面から見て右側縁が、瓦当から3.5cmの位置で斜めほぼ45度に切断されており、後者は右側縁から6cmのところで斜めに切られている。

それでは次に、これら各種瓦類に見られる造瓦過程における各種の痕跡を説明しておきたい。

(i) 桤板圧痕 これは巾が約2cmのものから4cmのものまでの各種あって、約3cm前後のものが最も多い。これはいわゆる桶作りのものに限らず、一枚作りのものにも認められる。そしてそれらは高低が交互にあらわれるものや、どの桤板も同一側が高く、他側が低いもの、さらにはこうした高低が不規則にあらわれるものなどに区別される。

(ii) 桤板の連続 これの痕を示すものはわずかに1点のみであるが、これは広端縁から5.4cmの位置にある。

(iii) 布の綴合せ目痕 布の両端を重ねて綴じた痕は図版30の如くであるが、これは狭端縁付近で巾3~4cm、広端縁付近で2cm前後を測るものが多い。

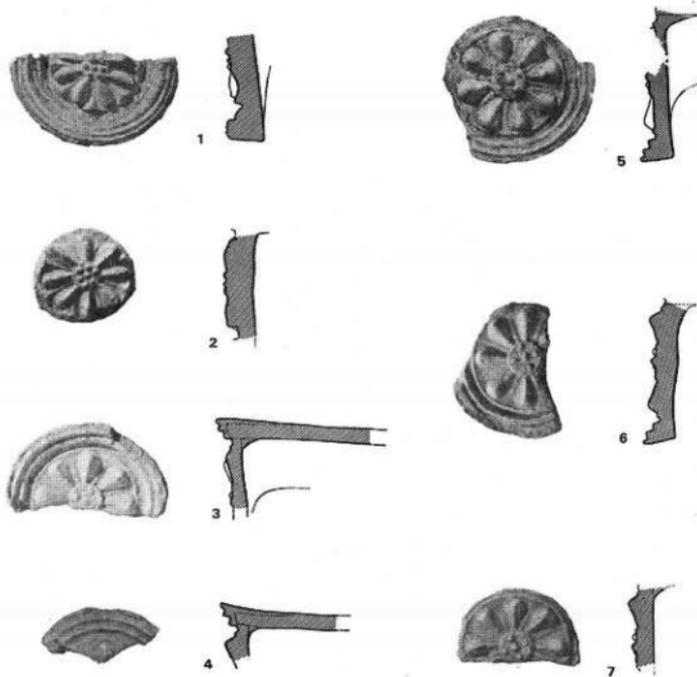
(iv) 布の末端痕 主に瓦の端部に認められるが、これは桶作り、一枚作りの別を問わない。ただ一枚作りのものに限って末端部以外の側面にもこの種の痕が認められるものもある。

(v) 粘土板合せ目痕 この種の痕は凹面のみ見られるが、凸面においては鑿形、調整の段階で削減しているものと思われる。ただその重なった部分において左右各側が上面・下面のいずれの場合も見られ、統一されていない。

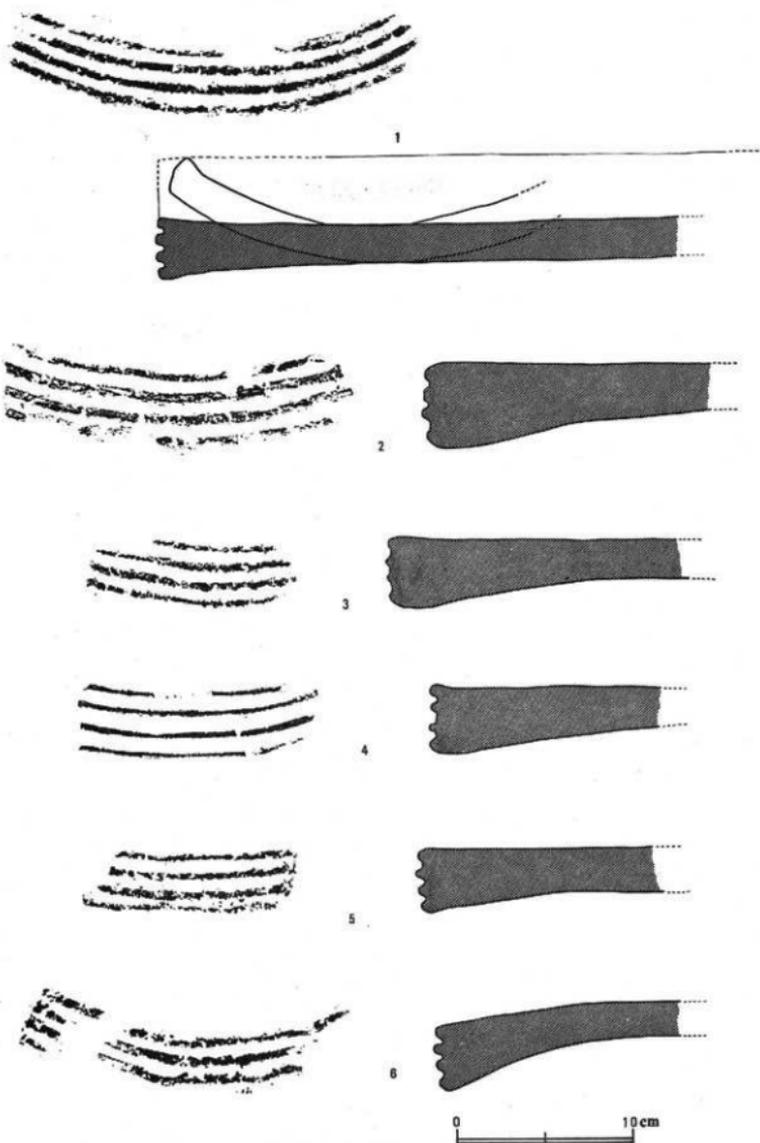
(vi) 叩き痕 この種の痕が認められるのは軒平瓦を含めて平瓦類に限られるが、それらは①格子、②斜格子、③条線、④斜格子と条線の混用、⑤棒状叩き目の5種に分類される。ただ縄目のものは1点も出土しなかった。

まず格子のものについては、格子目が小さく、かつ深い。これが平瓦の凸面の全域におよんで

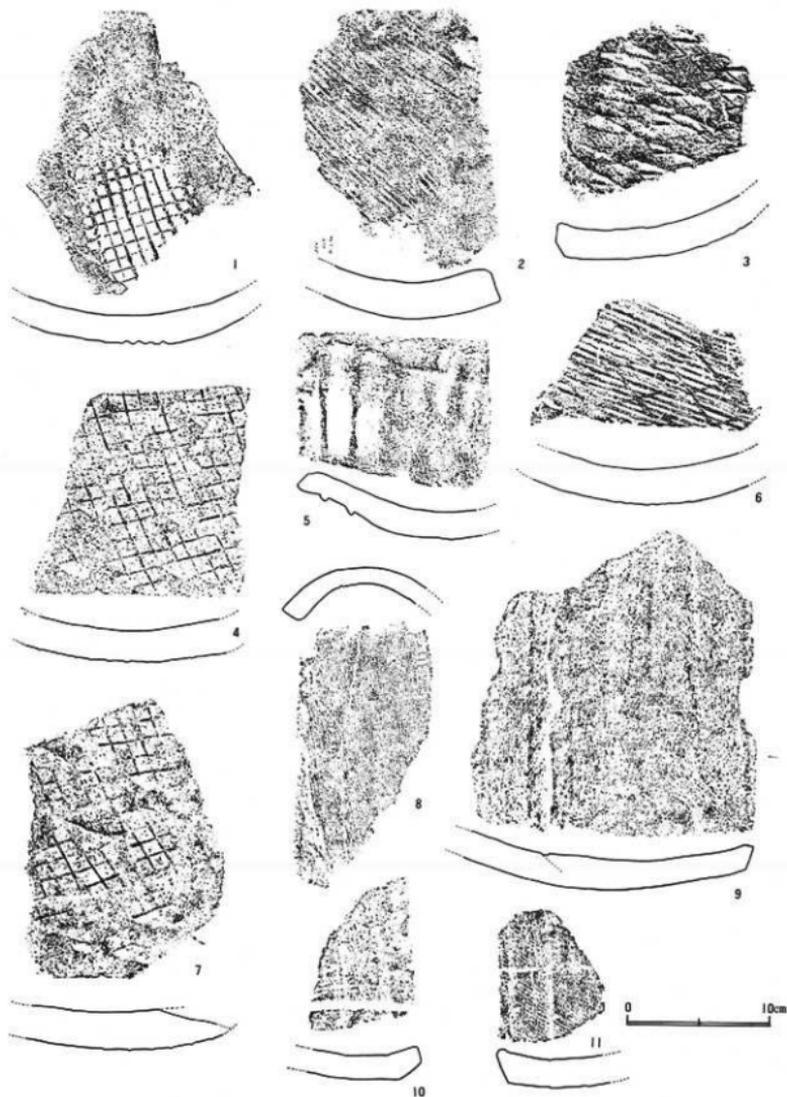
いるものはなく、1枚につき2～3ヶ所が局部的に施されている程度である。これらはヘラなどで調整された後に施されたものと考えられる（第24図の1）。また斜格子のものは、上記格子のもの比べて一ますが大きく、またきわめて浅い。したがって胎土が荒く、焼成も軟弱であるところから、その痕が不明瞭なものが多い（第24図の4・7）。条線の場合は乱雑な平行線を有する。なお、斜格子および条線の叩き目は、凸面のほぼ全面におよんでいるのが特徴である。また棒状の叩き目は全体的に焼成が悪く、全体の整形も粗い。そして淡黄色を呈した薄作りのものもい平瓦に限ってみられ、凸面の全域におよぶことはない。



第22図 A地区出土の軒丸瓦類



第23図 A地区出土の軸平瓦類



第24図 A地区出土の平瓦叩き痕拓影

2) 土器類

今回の調査で発見された土器類はさほど多くなく、また土師器の類はきわめて少ない。これらの大部分はM7およびM8から出土したものが大部分であるが、このほかM1・M9・M10・M14・P1D-1・P10E-1などからも若干出土している。これらは瓦類が白鳳時代に限られていたのに対して、7世紀の末頃から12世紀頃までの比較的長い時期が比定されるが、大多数が7世紀末頃～8世紀中頃までに限られているのが傾注される。

〔須恵器〕

坏 この種のもは3種に分けられるが、口辺部に立ち上がりのあるものをA、立ち上がりや底部に高台のないものをB、また高台を有するものをCとして、以下に説明を付す。

A 口径8～10cm前後をはかるやや小形の坏で、たちあがりは内傾し、ひじょうに短い。受部も短く、やや上向きに外方へのびる。たちあがり、受部の先端はともに丸味をおびておわる。第25図-3は受部がひじょうに短い例のひとつである。第25図-1・2は溝M7、同図-3は溝M11、同-4はP2A-6から出土した。

B 第25図-5～7・9・12・13はいずれも溝M7・M8（G7A'-G9A'付近）から出土した。12（口径18.4cm）を除いたすべてのものは口径11～14cm、深さ2.3～3.6cmをはかる浅い坏で、いずれも高台をもたないものである。底部は平底のもの（第25図-6・7・11）が多くみられるが、平底に近い丸底の例（同-10）もわずかに出土している。底部と体部との境界が丸味をもって曲折するものと、鋭く曲折するものがあり、体部からはほぼ直線的に外方へのび、口縁部にいたる。その端部はすべて丸くおわっている。体部から口縁部にかけての内外面は丁寧に横ナデ調整されているが、これに反して、底部にみられるヘラ整形はひじょうに粗く、粘土紐の巻き上げ痕がのこる例もみられる。

C いずれも高台を有する坏であり、第25図-17を除いた同図-14～16は溝M8から出土した。

底部と体部との境には、不明瞭ではあるが、稜を形成しており、口縁部に向ってやや外反ぎみにのびる。高台はすべて貼付けで、下方へ垂直にのびる短いもの（14）と、外反しながら「ハ」字状に開く丈高のもの（15・16）とがあり、いずれも底部と体部との境からやや底部よりに位置している。

蓋 これは主に3種に区別されるが、上記坏Aに対応するものをAとし、またいわゆる宝珠つまみがあって返りのあるものをB、さらにそれらのないものをCとする。

A 口径11cm前後をはかる器高の低い蓋で、天井部と口縁部との境には、不明瞭ではあるが、稜を形成しており、口縁部は短く、下方へ垂直にのびる。天井部はヘラ削りにより平らにされて

いる。

B 天井部の欠損しているものが多いが、第25図-23のような扁平な宝珠つまみをもつ蓋である。口縁部内面にかえりをもつが、ひじょうに短く、その先端が口縁部以下に突出することはない。おそらく、かえりが消失する直前の形式であるとおもわれる。口径は14cm前後であるが、同図-24は小型の蓋で、口径9cm前後をはかる。

C 蓋Bと同様、宝珠つまみをもつ蓋であるが、口縁部内面のかえりはすでに消失している。口径は蓋Bよりやや大きく、14~16cm前後をはかる。天井部はヘラ削りにより平らにされており、口縁端面は外反ぎみに下方へ短く曲折する。

境 平底に近い丸底を呈する底部から、丸味をおびたゆるやかなカーブを描きながら、体部から口縁部にいたり、口縁部は内傾する第(25図-27)。底部はいずれもヘラ削りが施されているが、とくに第25図の28はひじょうに粗い整形である。

隳 溝M11上層の瓦溜め(G1B)からただ1点出土している。口頸部及び底部が欠損しているため不明であるが、強く張った肩部付近に2本の沈線がめぐらされており、さらにその付近にはカキ目調整もみられる。

小型埴 肩部が張った体部に、外反する短い頸部とやや内弯ぎみにたちあがる口縁部がつく。口径は6.7cmをはかる。整形は丁寧に行なわれており、口頸部内外面及び体部内面には横ナデ調整、体部外面にはヘラ削りが施されているため、肩部に稜がみられる。

高坏 溝M8(G7A')の砂利層直上から出土したもので、坏部は欠損しているため不明である。脚部は柱状部と裾部の区別がなく、外方へほぼ直線的に開いている。外面は横ナデ調整により丁寧に仕上げられている。

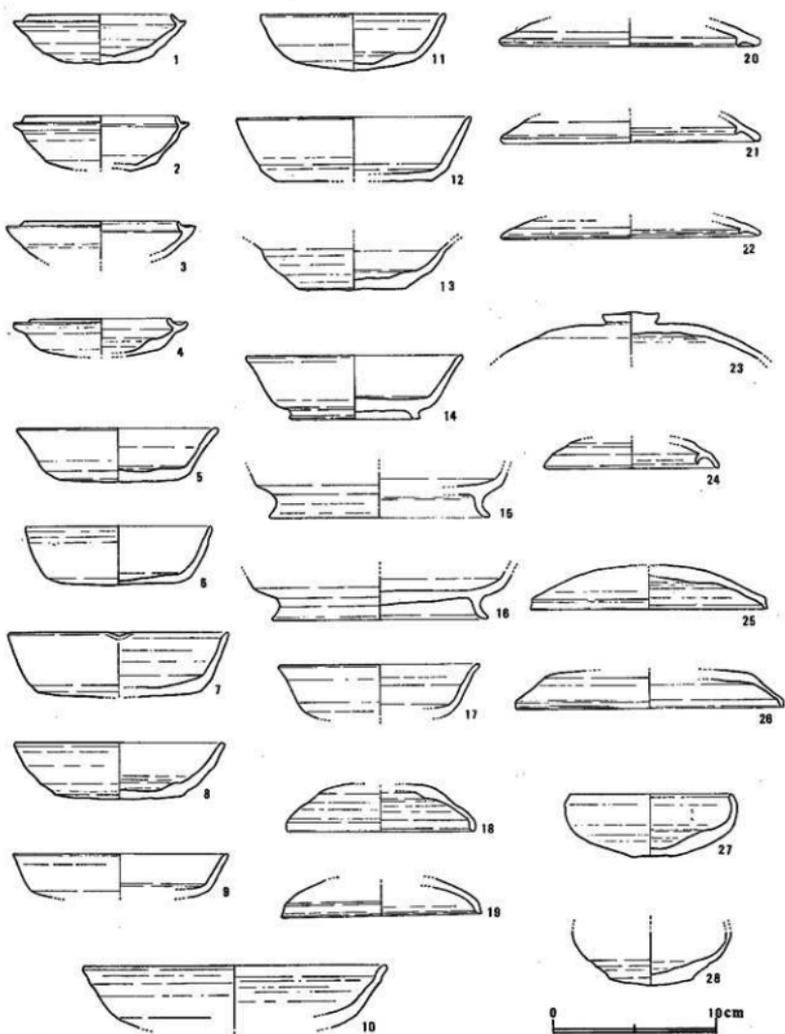
鉢 建物跡T1のP10E-1より出土したものである。口縁部の破片であるため、体部から底部にかけての形は不明であるが、球形に近い体部から内傾する口頸部にいたり、端部は単に丸くおさめている。口頸部から体部にかけての内外面には横ナデ調整、体部中位以下にはヘラ削りが施されている。

壺 第26図の6は口頸部のみの破片、7は頸部から肩部にかけての破片である。7は体部外面に平行叩き目が施され、内面にも同じ叩き目がみられたが、叩き目調整のち、内外面ともヘラによる磨消しが行なわれたため、内面の同心円叩き目はほとんど消失してしまっている。

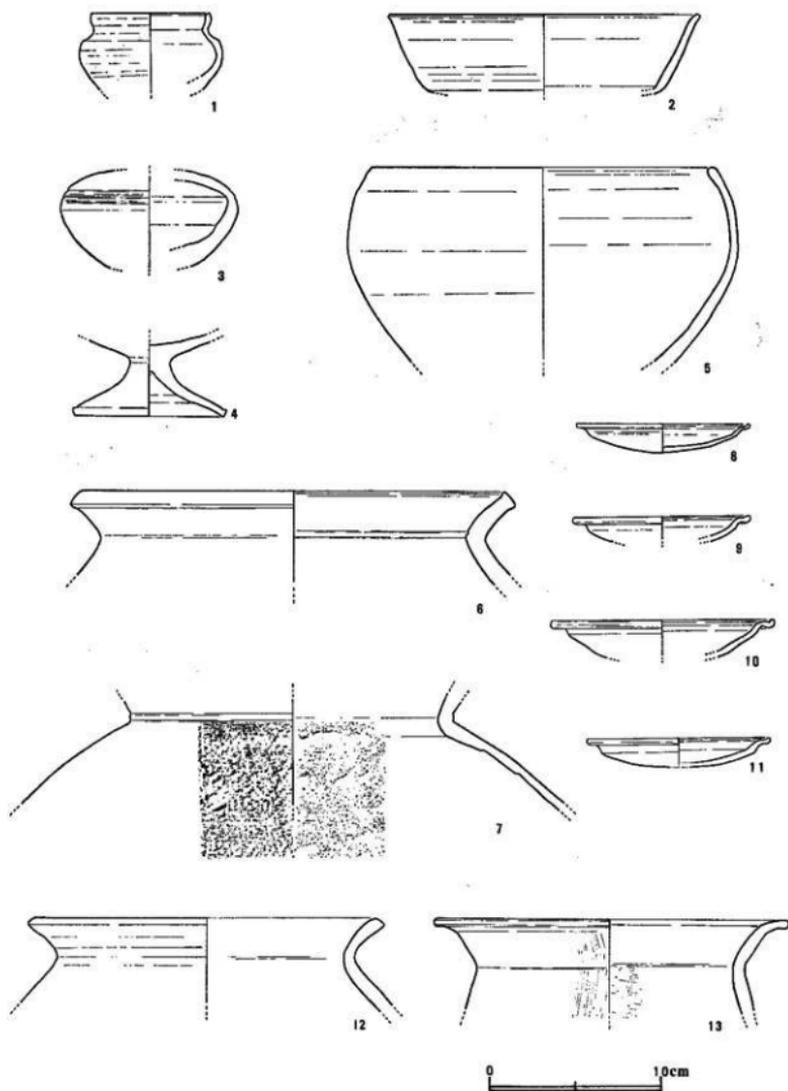
[土師器]

皿 器高が浅く、ひじょうに薄いびつなつくりの皿で、いずれもP1D-1から出土している。口径は10cm前後のものが普通であり、口縁端部に段を形成し、体部内面及び口縁部外面に煤の付着する例が多い。

壺 いずれも口縁部の破片で、第26図の12は口頸部が大きく外反し、端部は単純におわる。同



第25圖 A地区出土の土器 (1)



第26図 A地区出土の土器 (2)

13は肩部に「く」字状に曲折して、外方へ直線的にのびる頸部と、さらに大きく外反する口縁部がつき、体部外面には刷毛目が施されている。

5. 考 察

発掘調査開始当初まで、調査地域が寺院跡と関連のあるものとして考えられていたことは前に何回も記したが、発掘調査の結果、当地域より多量の白鳳時代の瓦類の出土があったにもかかわらず、瓦葺の建物を想定する遺構等の存在は確認されなかった。しかし他面、当初調査予定地域をはるかに越える規模で掘立て柱建物群が存在する事実が明らかとなった。今日まで瓦と掘立て柱との関連が一般的に否定されているが、本遺跡においてもこうした掘立て柱建物跡と出土瓦とを積極的に関係付ける根拠は確認されなかった。つまり、こうした建物の柱穴内より瓦類が出土だけでなく、これらが意識的に柱を固定させることを目的としていたことを想像させる出土状況にあったことなどから考えて、両者の間には明らかに時期的な差があることが解る。すなわち、瓦類が葺かれていた建物が何らかの要素により消滅して後に、今回の調査でその跡が確認された建物を構築するに際して不用となった瓦類を一部利用したものと考えられるのである。ただその場所が一致するか否かは明らかでないが、瓦類の散布状態や後の瓦溜の存在などから判断すれば、掘立て柱建物が構築された地域にきわめて近かったことが思料される。しかし瓦類の種類に限られ、そこから時期的な巾が認められないことからすれば、瓦の葺かれていた建物の存続期間が短かったであろうことは容易に推考される。

とにかく確認された掘立て柱建物群が、寺院とは切り離して考えるとすれば、これらにどのような性格を考えるのが妥当であろうか。これについて直接ふれるまえに、前節までの報告をまとめながら、今一度これを客観的にながめて見たい。

まず今回の調査によって確認された遺構としては、9種の掘立て柱建物跡と溝跡、柱穴列、それに瓦溜めであるが、その内主要なものが建物跡であることはいうまでもない。9種の内の大部分の建物の梁間方向が同一方向を指し、その相互の配置に一定の企画性のあることが解る。第28図はこれを模式化したものであるが、T1すなわち、推定門跡の中心線を軸とし、またこれの南辺を基準にして、1町をほぼ4等分した線に接して、建物跡T1およびT5の南辺がくるように配慮されているのに気が付く。一方、こうした建物の時代を考える場合、当然出土遺物とその根拠となるが、本遺跡の場合、既に当時の地表面が耕作等によって削平されており、したがって確認された諸遺構も元来の中・下位部にあたるものである。そのため調査によってはこうした建物類と直接結び付けることのできる遺物群の発見は少なく、これら建物群の時期を決定するには困難であるが、これらの建物の位置またはその近辺に、これに相前後して掘穿された溝が存在し、

その内部より出土した土器類や、また柱穴内に包蔵された土器破片を手がかりとして、おおよその年代を与えることは許されよう。

掘立て柱建物群が、瓦類を柱穴内で一部利用しているところから、これらが瓦の葺かれた建物の跡地ないしはその近辺を利用していることは前にも少し記したが、この瓦類に白鳳時代が比定されることから、これら建物群の時代は、当然これより降るものとしなければならない。またP2A-6やP1D-1などの柱穴内よりも土器破片が出土しているところからも同様のことがいえる。さらに、それぞれの遺構の相対関係を見るならば以下のとおりである。まずT1と切り合い関係にあるのはT2とM4・M5・M9である。T1とT2は並立していた可能性はないから、いづれかが古いと考えられるが、今のところ明確な根拠はない。ただ、この点からT2が、一連の建物群とは別個に建てられたことは間違いないであろう。T1とM4は、柱跡P9D-1がM4を切っており、M4が古いと考えられるが、遺物の出土はみていない。T1とM5・M9は、P9F-1を両者が切っており、T1の古いことが知られる。M5・M9からは、9世紀以降と思われる土器も出土しており、T1は少なくとも、それ以前の時期と考えられる。

次にT4の切り合い関係をみると、M7・RP2との切り合いがみられる。M7は出土した遺物によって、ほぼ7世紀末は下らないと考えられており、PR2は、出土瓦が、ほぼ7世紀末から8世紀初頭のものと考えられているから、8世紀中葉まで下ると思われる。そこでまず、RP2とM7の関係をみてみると、明らかにRP2がM7を切った痕跡があり、遺物によって推定した時期差と一致する。次に、T4とM7の関係は、柱跡P4A-2、3B-4、3B-6が、M7を切っており、T4がM7の埋められて以降に建てられたことが知られる。次いでT4とRP2との関係は、P3A'-2、3A'-3、3A-2、3A-7、3A-9が、RP2の下から検出されており、RP2がT4の廃絶後に形成されたことが知られる。したがって、三者の関係を整理すると、M7が一番古く、RP2が最も新しく、T4はその中間に位置づけられるのであり、これによれば、T4の時期は、7世紀末から、8世紀中葉までに限定されてくるのである。ただ溝によっては10世紀代のものとも考えられる土器片が包蔵されたものもあるが、その種の遺構は限られており、また掘立柱の建物が7世紀の半頃から10世紀までの2~300年間もの長い間存続するとは考えられない。このことは大部分の各建物跡の近辺に建て替えた痕跡が認められないことからしても充分に証明されることである。特に遺物類の大多数が7世紀半頃から8世紀半頃までにその年代が求められるところから、建物群の時代は白鳳時代以降でも8世紀半頃までの間に求めることができるのである。

それでは7世紀半頃から8世紀半頃までにおいて、上記プランを有する建物とは一休どのようなのかが考えられるのであろうか。上述のごとくこれを寺院と切り離すならば、まず考えられるのが公的な機関、すなわち官衙である。官衙とはこの遺跡の場合、近江國坂田郡の郡衙であ

が、一般に郡衙の規模やその建物の配置状態等については、全国的な視野においても、研究がおくれ、明確な見解は出されていないのが実情である。ただ最近になって、山城国久世郡衙と考えられる遺跡が確認され、その報告書も公にされている。京都府城陽市所在の正道遺跡註1がそれであるが、今回の大東遺跡の発掘調査において確認された事実と、この正道遺跡において既に確認されている事実とが、あまりにも酷似しているのに気が付く。正道遺跡の場合においても、発掘調査前までは寺院跡として認識されていたし、事実古瓦の出土量も少なくなかった。しかし昭和47年の発掘調査によって、寺院跡とは考えられない遺構が検出され、またそれがことごとく掘立て柱建物を主体とするもので、これらの配置がまた当時としては特殊なものであった。これが報告書においては一応久世郡衙跡の可能性を指摘するにとどめられているが、大東遺跡においてもまったく同じ遺構が確認されたといっても過言ではない。ただ正道遺跡からの出土遺物の中に、数点の靨の破片があるのに対し、大東遺跡における今回の調査においては、この種の遺物や木簡等は検出されなかった。

以上のとおり、大東遺跡は近江国坂田郡の郡衙であろうとの結論に達したが、その時期が7世紀後半頃から8世紀半頃までというきわめて限られた時期に比定されるところから、坂田郡の『郡衙』の存続期間に大きな問題を提起することになる。そこでこれについては、今日までの坂田郡衙の研究などとの関連を追いながら若干考えてみることにしたい。

近江国坂田郡の郡衙については、文献史料がまったく残されておらず、したがって詳しいことは解っていないし、もちろんその位置についても明らかでない。ただ『近江国坂田郡志』では、こうした状況の下で、古来旧南郷里、北郷里村付近が『ゴオリノシヨウ』と呼ばれていたことや、現在の小堀町の小字に『殿坪』、宮司町の小字に『古殿』といった名称が残っていること、さらに小堀が『コオリ(郡)』の転化したものであること等のほかに、小堀町の東に近江国分寺の最初の試地となったという寺伝をもつ総持寺が所在すること等々によって、現在の長浜市宮司町付近に坂田郡衙の所在を想定していた。そしてこの推定については、最近の糸里・古道等の関係よりして、これを支持する見解も出されている。ただ一応これらの推定は宮司町付近とするだけで、その正確な位置・範囲についての見解は提出されていない。

ところが、今回の大東遺跡の発掘調査に伴って坂田郡の糸里・古道について、いま一度調査したところ、この宮司町付近に坂田郡衙領域を推定しうる若干の手がかりを得ることができたので、ここにその概略を記しておきたい。ただ上に大東遺跡を坂田郡衙跡としながらも、宮司町と同じ郡衙域を想定することになるが、これについては後に詳しく触れたい。

現在の長浜市宮司町付近の地理を見て気付くことは、坂田郡近江町顔戸と長浜市国友町を結ぶ県道木之本一國友一近江線が、宮司町付近で正2町のずれを見せることである。すなわち、國友一近江線は加田町付近で一部正1町東にずれるものの、顔戸一宮司間においては、ほぼ復元糸里

の里線上を走っているもの、宮司一國友間は正2町西にずれているのである。國友一近江線は条里に一致することや、また現在の集落をほぼ貫いていること等から考えると、その成立は条里制施行段階にまで遡る可能性があって、このずれについては、何らかの人為的要素が存在することを想像させるのである。また同様に、宮司町付近を東西に横ぎる主要地方道長浜一関ヶ原線についても同様のずれが指摘できるのである。すなわち、長浜一関ヶ原線は長浜市一宮司間においてほぼ復元条里の7条の条線上を走るのにかかわらず、宮司一七条町間においては、ほぼ正2町南にずれているわけである。ただ現在の長浜一関ヶ原線は、宮司付近で約1町ずれ、宮司町の東でまた1町のずれを見せるが、これは近年における道路整備の結果と考えられ、本来は宮司付近で2町のずれを見せていたものと考えられる。そこでこの二つのずれを宮司付近に復元してみると、これが復元条里の7条6里内において、第1・2・7・8坪におさまり、正2町城を占めることが解る。しかもこの正2町域に北接する6条7里の第12坪に当たる正1町域には、先に触れた總持寺が現在なお所在し、また東接して日枝神社が存在している。そこで以上のような事情より判断して、この正2町域に坂田郡衛の領域が想定できるのである。

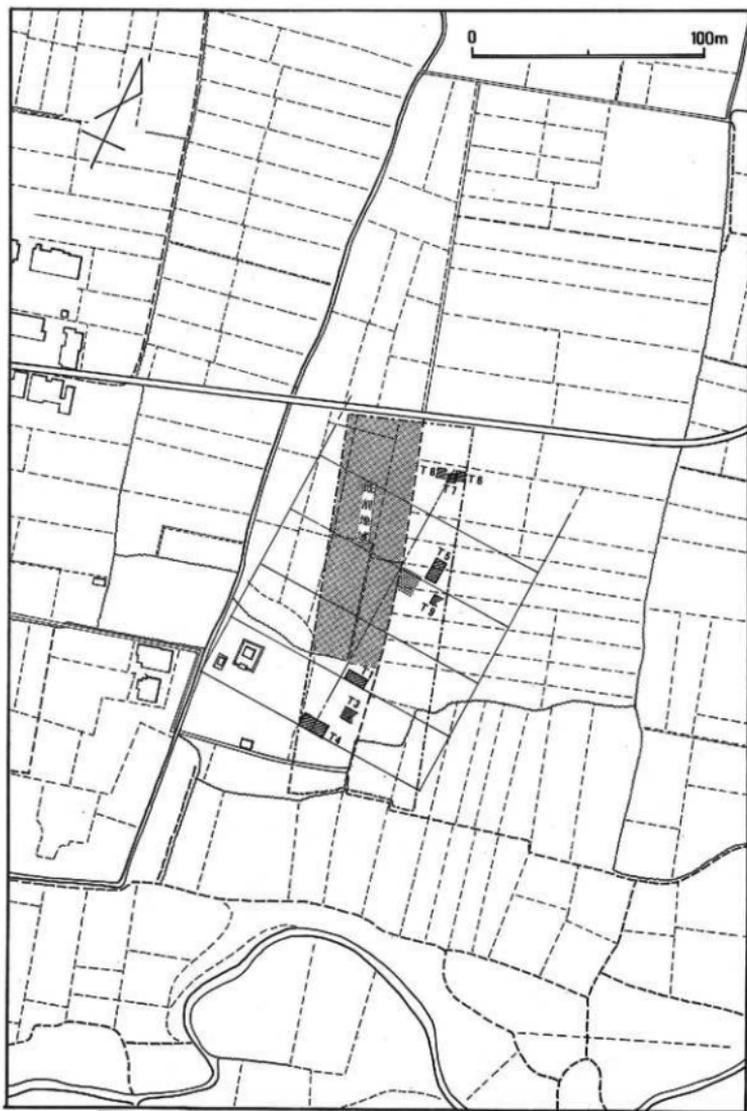
しかし、この想定はあくまで仮説としてここに取り上げたしだいであるが、この仮説によるならば、そこにはおのずから二つの郡衛跡が想定されるわけである。もちろん報告者たちは坂田郡内に同じ郡衛が併立していたと考えるわけではない。その場合、当然両者の間に時期的な前後関係を想定するのである。端的にいうならば、坂田郡衛の移転を考えるわけである。いわゆる国郡制のもとに、全国に国・郡が設置され、そしてそれともなってお官衛が設置された時期を考えるならば、一応浄御原令が施行された7世紀の後半頃にその起源が求められよう。

大東遺跡における建物群がほぼ7世紀後半から8世紀の半頃に比定できることは、先にも何回も触れたが、これが妥当とすれば、ちょうど時期的に郡衛の成立期と一致するわけである。そのため、ここでは大東遺跡で発見された建物群を、第1次坂田郡衛の中心部であると考え、宮司において想定した正2町域を第2次坂田郡衛領域であることを提唱したい。すなわち、第1次郡衛の廃絶後、宮司に第2次郡衛が営まれたと考えるのである。^{注2}上に指摘したように、第2次坂田郡衛と考えられる正2町域は、復元条里に完全に規制されているのに対して、第1次郡衛推定地の建物が、中軸をほぼ真北に向け、まったく規制されていないのも、条里制の施行時期からして、この想定を裏付けられると思われるのである。なお坂田郡の属する近江国の国衛跡については、既にその中心部が大津市瀬田において発見され、また一部発掘調査も行われたが、この地域における出土遺物の時期の上限が8世紀半頃と考えられていることからして、これらはこの近江国衛も第2次的なものであることを強く示唆するものである。ただその場合、第2次坂田郡衛の設置されたと考えられる時期とほぼ一致することは、歴史的背景と絡み合わせて考えるならば、すこぶる興味あることといえよう。



琵琶湖

第27圖 大東遺跡と坂田郡関係図



第28図 大東遺跡における建物跡の相対位置と付近の地割り (方位は真北を指す)

最後に大東遺跡付近の地理について若干述べておきたい。図版19・20の写真等で判るように、今回の発掘調査地域の西に在る春日神社の西側をとおり小路および水路を北方に追うと、ほぼ直線的に、糸里の方向とは関係ない方向に延びていることに気が付く。これの上流は宮川より分岐するが、この方向が今回の調査によって確認された建物群の中心線、つまり門と推定する建物の南辺の直角2等分線の方向にはほぼ一致する。しかもその中心線とこの水路との距離が約半町を測る。そしてさらに推定門の南辺を西方に延長するならば、現春日神社の南西隅の付近において、この水路の線と交わる。この三つの事実は今回発見の建物群を坂田郡衙の中心部分とした場合にすこぶる意味のあることと考えられるのである。つまりこれによってこの水路がいわゆる郡衙領域の西境である可能性が浮き上がってくるわけである。もちろんその場合、この水路は当時からのもので、しかもその状態から人工的に堀穿されたものであるという前提が必要であるが、周辺の糸里との方向の不一致は、この前提を是とするものと考えられる。ただそれには糸里制の施行された時期との関連が明確にされなければならないが、図版19・20の写真でも明らかとなり、この調査地域を含めて、これより北方域における水路近辺の地割りの方向が、四周の地割りの方向に一致していない事実に興味をもたれる。もっともこの水路の両側ともにこの地割りの不一致現象がみとめられるが、いずれにしても約1町の巾に限ってこの現象が認められることは何を意味するものであろうか。これについての連断は許されないが、報告者たちはこれを仮りに次のように考えているしだいである。つまり春日神社のほぼ南西隅を基点にして西方へ約1町の巾で、水路をほぼ西境とする形で第1次坂田郡衙域を想定する。ただその南北の長さについては明確でないが、約1町～2町程度ではなかったろうか。もっともこの考えよりすれば、水路の両側にみられる地割り方向の変化が水路の東側のみに限られなければならないことになる。この問題については解釈に苦しむところであるが、この水路とともにこの第1次郡衙域を『特別地域』として糸里の施行に際して認識されていたのではなかろうか。

いずれにせよ多くの前提を基にして、ここに種々の見解を提示したが、あくまで試案とするものであって、今後これを機会に当地域におけるこの種の研究に役立つことがあれば最も幸とするところである。先学諸氏の御叱責をおおぎたい。

注

1. 高橋美久二、近藤義行「正遺跡発掘調査概報」(『城陽市埋蔵文化財調査報告書』第1集、1973年)。
2. 郡衙移転の理由は、802年の大宝令によって、令制郡制が完全に実施に移されたことと無関係とは考えられない。おそらく大宝令の施行にともなって糸里制の施行、新しい郡衙城の確定がなされたことである。その意味で、推定第2次郡衙城の北に正一町を占める維持寺が天平間に建立されたという所伝は、参考になると思われる。



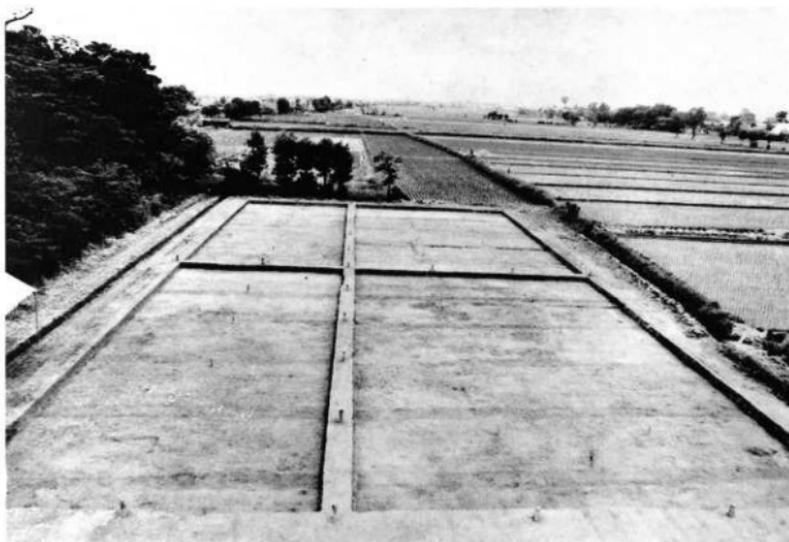
大東遺跡付近航空写真(1)



大東遺跡航空写真(2)



上・大東遺跡遠景、下・発掘前の大東遺跡



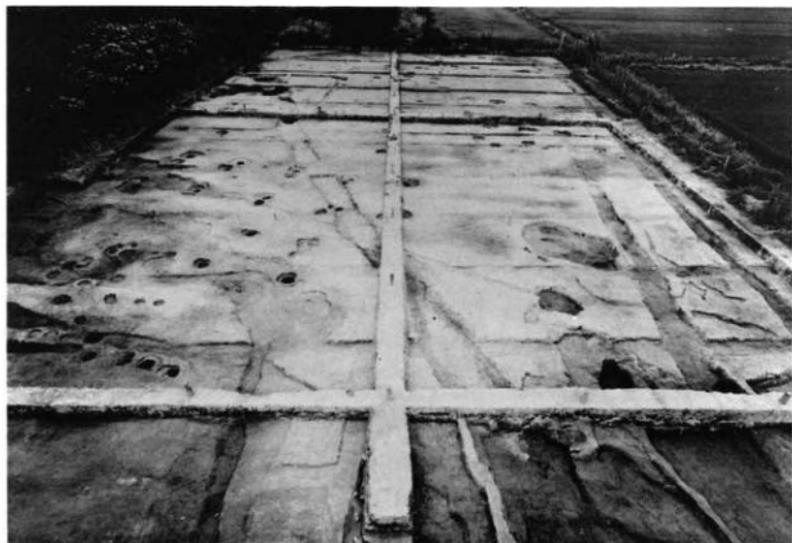
耕作土除去後のA地区



上・A地区建物跡T1（東より）、下・A地区建物跡T2（南より）



上・A地区惣物跡T3（西より）、下・A地区惣物跡T4（東より）



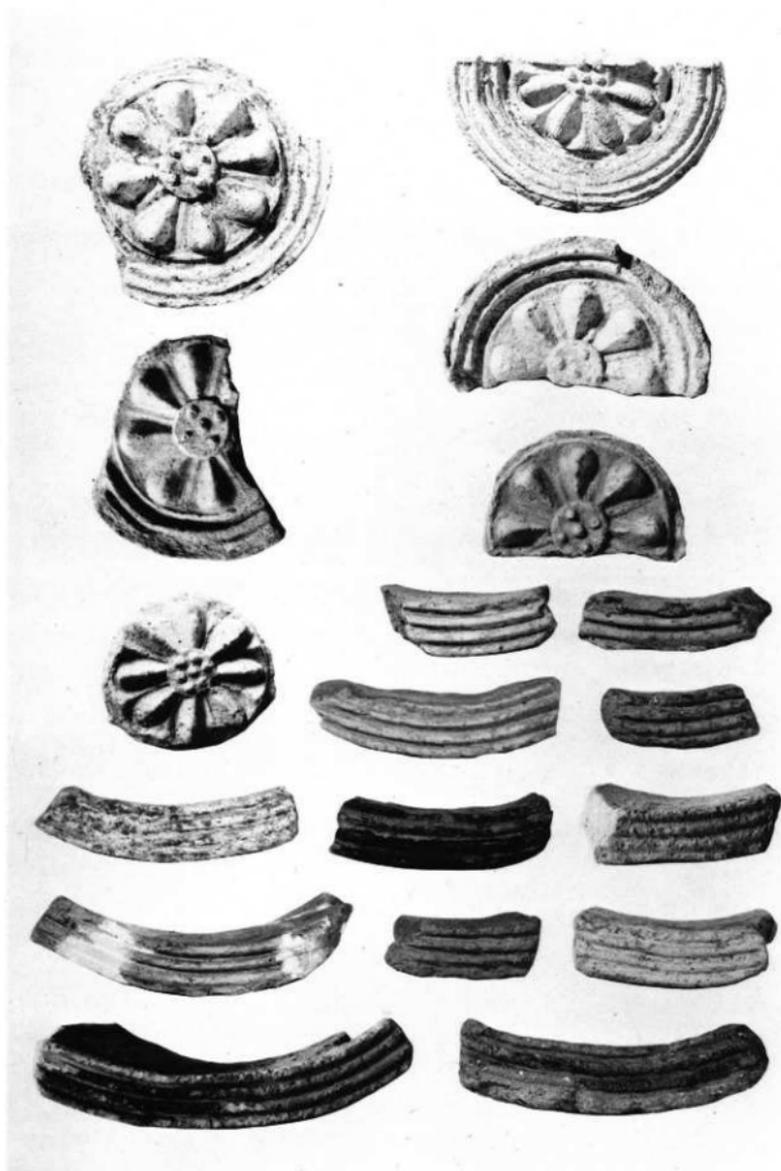
上・A地区建物跡T4南方城のピット群、下・調査後のA地区



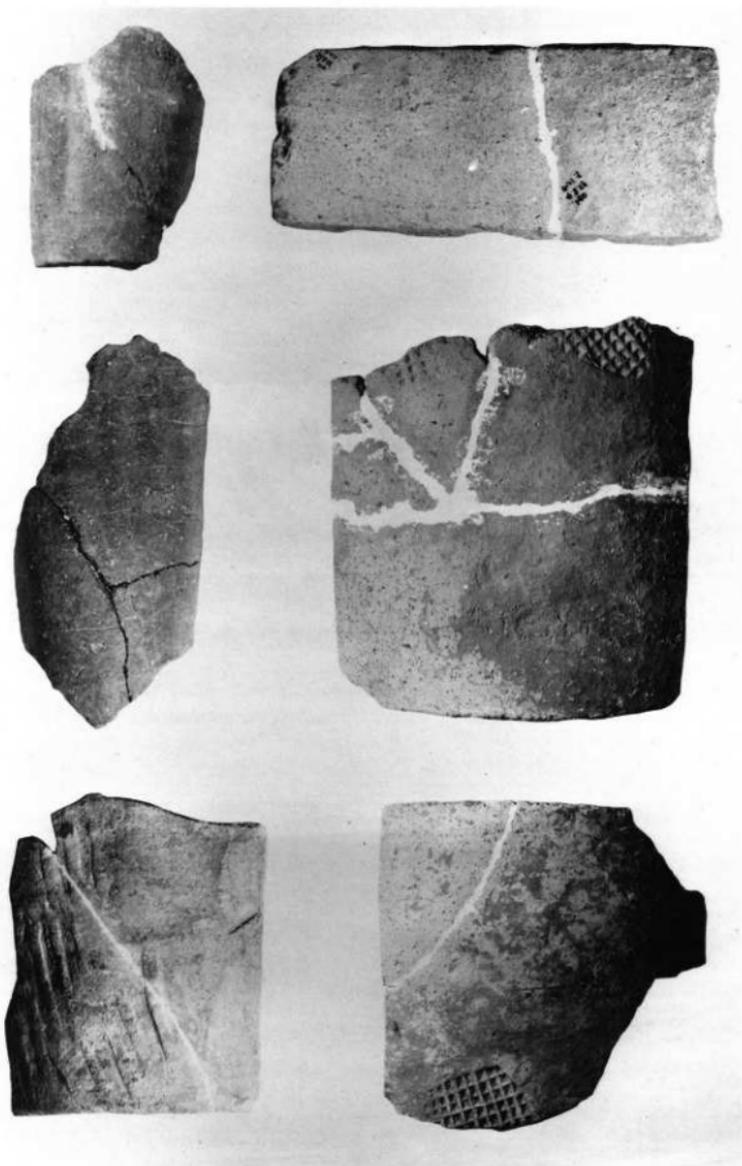
A地区瓦溜RP1



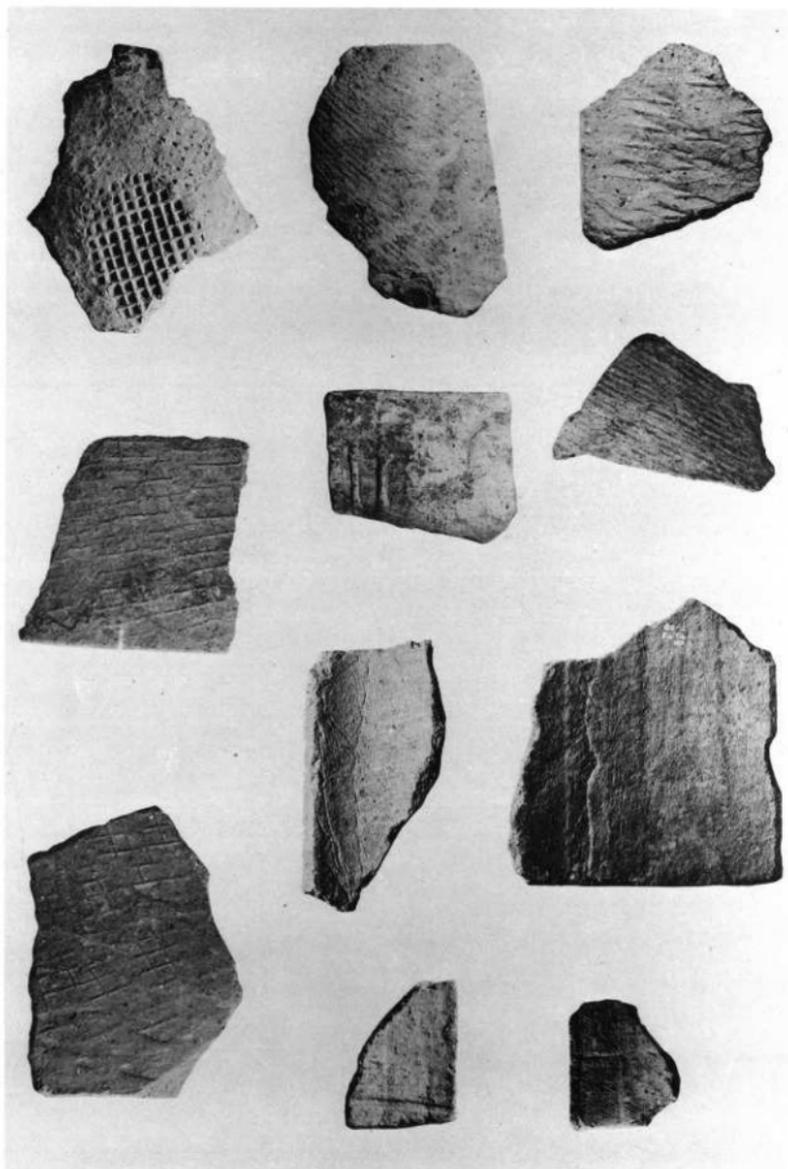
A地区瓦溜R P 1における瓦の出土状態



A地区出土の転瓦類



A地区出土の瓦と懸斗瓦 (4)



A地区出土の各種瓦の叩き痕および布目の状態



上・第2次調査風景、下・C地区における瓦の出土状態



上・C地区建物跡T5、下・C地区建物跡T6～8（右から）

笠上遺跡の発掘調査

田 中 勝 弘

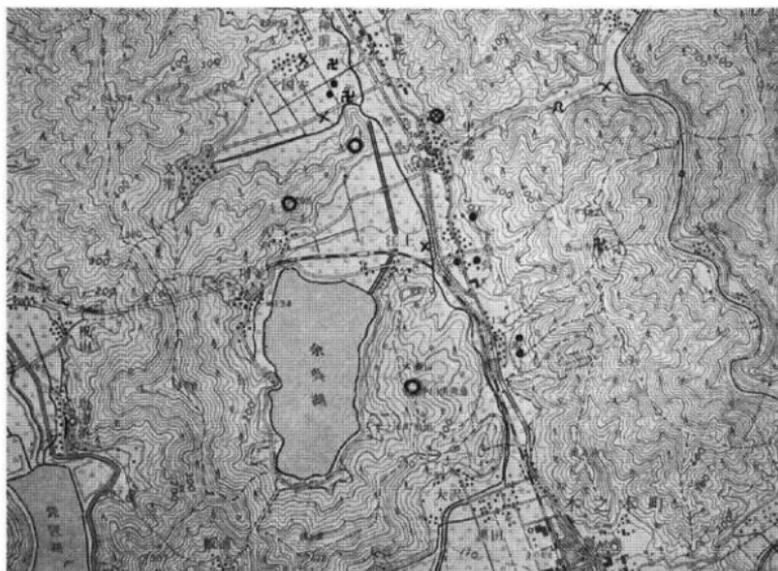
第3章 笠上遺跡の発掘調査

はじめに

笠上遺跡は、行政上、伊香郡余呉町中ノ郷に所在する。中ノ郷は余呉湖の北々東2km程のところであり、木ノ本町から福井県へ通ずる北国街道の途中に位置し、また、上丹生・菅並を經由して中河内で再び北国街道と合流する支道の基点部にも当る。北国街道は木ノ本から塩津を經由して敦賀にぬける塩津街道とともに、北陸と湖北東部を結ぶ重要な交通路であり、中ノ郷付近は戦路上重要な地点である。(第29図)

事実、この付近には、豊臣秀吉が戦路上配した居城が要所々々にあり、笠上遺跡も堀久太郎秀政の居城と伝えるところであり、また地元では寺跡といい伝える人もいる所であった。現状においても三カ所にわたる平坦部があり、また土累状の盛り上りも認められた。

発掘調査は、三カ所の平坦部をその位置関係から中央区(C)、東区(E)、北区(N)とし、中央区を



○城跡 卍寺跡 ×散布地 ●古井 □原跡 ⊗笠上遺跡

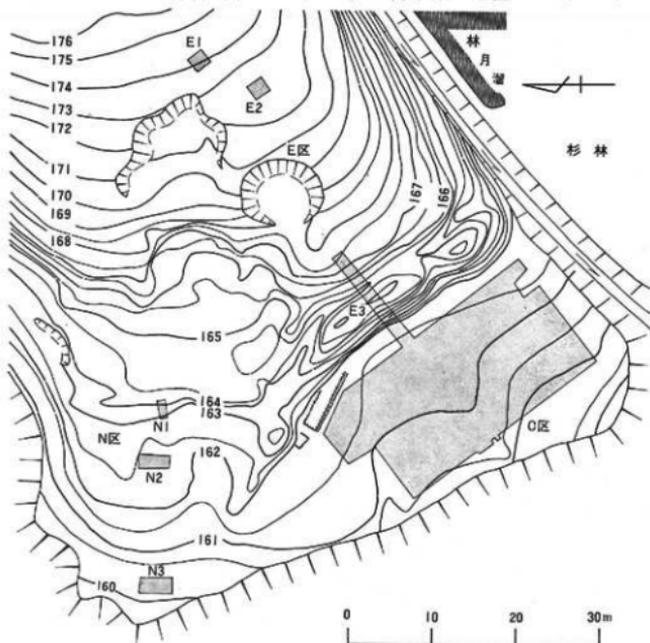
第29図 笠上遺跡の位置

中心に発掘を実施した。東区、北区は平坦ではあるが、ゆるい傾斜面をなし、特に北区は最近植林しており、旧地表面を、削平している様子があった。また、東区においても、東後方に続く自然傾斜面である可能性の強い部分であったので、この両区にはE1～3、N1～3の各3カ所にトレンチを設定し、遺構の有無を確認することにした。(第30図)

調査の結果、東、北両区では遺構は検出されず、中央区においても、城跡あるいは寺院跡を思わせる遺構はなく、古墓や墓地に関連すると考えられる遺構を数カ所において検出したにとどまった。また、E3は東区と中央区の境部に認められた土累状部に設けたトレンチであるが、その結果、土累は、人工的盛土であることは認められたが、いわゆる「猪落し」として、近年に新たに設けられたものであることが判明した。従って、以下においては、中央区で検出された中～近世の遺構、遺物を中心に報告することにする。

1. 遺 構

中央区で確認された遺構は古銭を出したピット (P1)、燧台を埋置したピット (P2)、近世



第30図 笠上遺跡の地形

墓（P3）、土城墓かと思われるもの（P4）、焼土墳（P5）、集石遺構（P6）等である。その他多数の円形、長方形、不整形のピットがあったが、建物遺構等を思わせる統一性はなく、遺物も数カ所のピットから灯明皿と思われるものの細片を出土したにすぎない。また長方形のピット群は、いずれも、現今のゴミ捨て場である（第31図）。

イ、P1

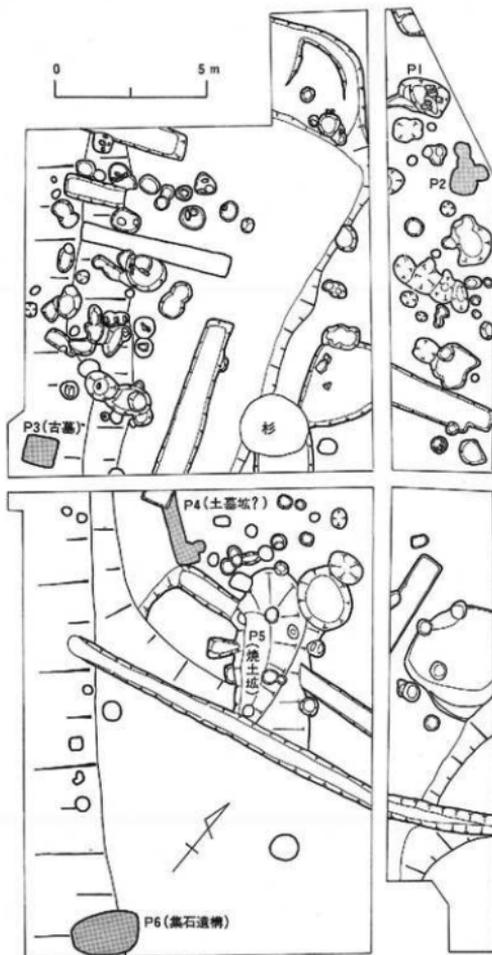
長径1.7m、短径1.1mの隋円形のピットで、東側に巾0.4mの細長い塚がつく。このピット内には50cm前後から半大程までの多数の割石が雑然とした状態で詰っており、東へ細長くのびた塚からは皇宗通宝をはじめとする古銭が5枚貼り付いて出土している。

ロ、P2（第32図・右）

径86cm、深さ25cmの素掘りのピットで、陶質の燭台1点が倒れた状態で横位に、鉄製の燭台1点が裏面を上にして出土した。

ハ、P3近世墓（第33図・下）

一辺約1.1mのほぼ正方形に、内方に面をそろえて、2段積み石組をめぐらし、石組の内側を石組下端から約40cmの深さに、摺鉢状に掘り下げたものである。中央区の北東部のトレンチ外側に墓地があるが、その北端のものは一基が独立してある。この独立した一基は賤ヶ岳の合戦頃の墓と伝えるものであるが、これとP3とを比較した



第31図 中央区遺構平面図

時、平面規模はほぼ等しく、石組の配列も内方に面を整えていて両者に共通点を見出す。墓地の南側のものは、現今のものであるが、叢基の墓が一つの石組内に有り、その石組の配列は面を外方にそろえている。こうした点から、P3は中世～近世の墓と考え得る。なお、石組内から完形の灯明皿が出土しており、その形態から見ても中世末葉前後頃のものである。

ニ、P4土塚墓？（第32図・左）

上端巾1.1～0.9m、長さは北端が現今のゴミ捨て場で削られていて不明であるが、遺存長で7.6mある。深さは25cm程で、横断面形は浅いU字形を呈している。墳底からは、碧玉製の管玉5点、碧玉製の勾玉が出土している。

ホ、P5焼土墳

長径5m、短径2.5mの南北に長い長楕円形の範囲内に焼土とともに、木炭、灯明皿等が充満していた。灯明皿はP3から出土したものとほぼ同一形態であり、木炭は建築資材等と思わせるものでなく、細い自然木の燃え残りである。

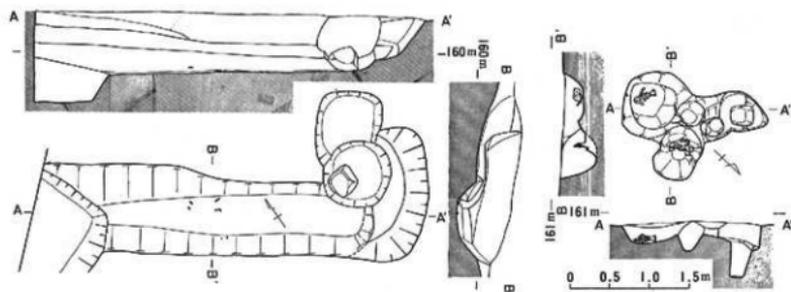
ヘ、P6集石土遺構（第33図・上）

長径約2m、短径約1.3mの隋円形で、深さ40～70cmの土墳内に礫石を充填させたピットである。長軸は北東～南西にある。礫石は長さで30cm前後の大型石から拳大程の小型石までの大きさまでほとんど自然石を使用している。出土遺物は皆無である。

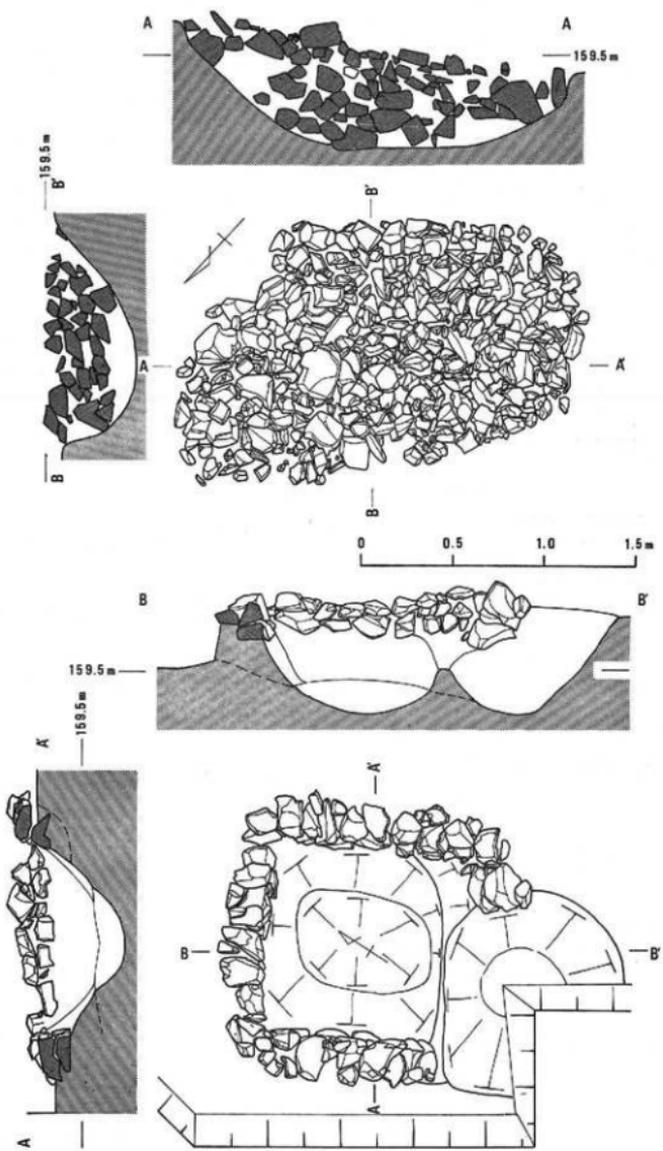
2. 遺 物

灯明皿（第34図一～7）

大きく区別して三通りのタイプが見られる。一つは1、2のタイプで、口径6cm幅、器高1.3～1.5cmの小型品。底部を外からわずかに押し上げた痕跡を持っている。二つ目は4～6で口径

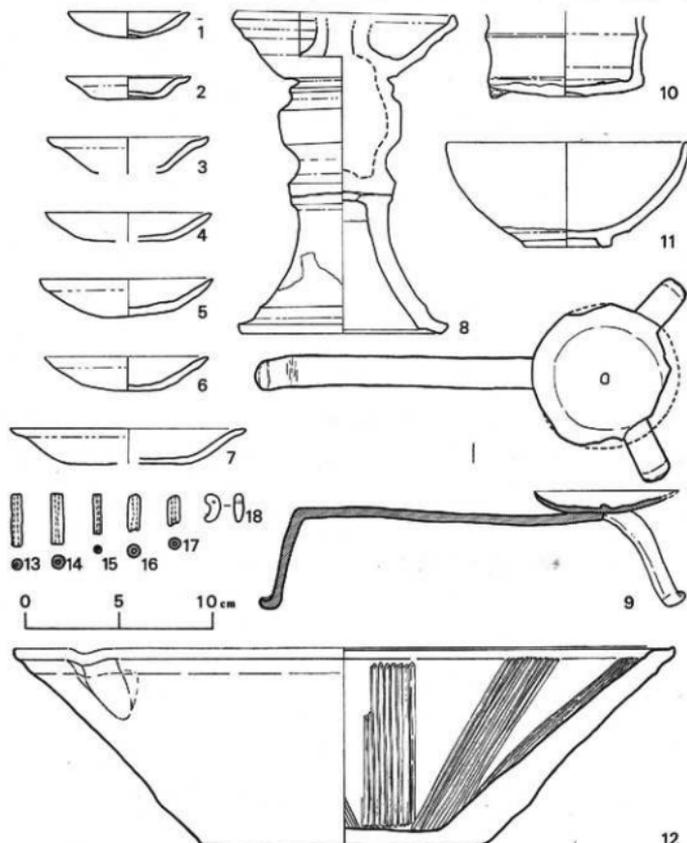


第32図 P4土塚墓(左)とP2突圓図



第33図 P6 築石遺構 (上) と P3 突測図

8.7~9.2cm、器高1.6~2.1cmの中型品。P3から出土したものはこのタイプである。底部は平底風で、体部の立ち上りも比較的直線的である。3も口径8.6cm、器高2cmで、規模からすればこのタイプであるが、口縁部が屈曲して水平位に近くなり、端部が再び上方に、わずかに立つ。底部も、完存していないが、内弯する傾向にあり、形態は、むしろ、一つ目のタイプの2に近似している。また、内面と外面の口縁部は、他のものと異り、細かく篋磨き整形を施している。三つ目のタイプは7で、口径12cm前後の大型品である。器高は1.8cm程で、それほど高くない。底部は平で、口縁部は屈曲して水平位になり、その端部で、わずかにひき上げている。口縁部の形態は2、3に近似しているが、器壁は薄い。同規模と思われる破片があるが、口縁部に屈曲は見



第34図 中央区出土遺物実測図

られず、また、この部分で器壁は若干、肥厚しており、二つ目のタイプに近い。

以上、三通りに区別したが、それは規模による点が多く、その形態、製法等に多々共通した点が見られることから、三通りの識別は、用途、製作人の個性等によるものと考えられ、時期的には大差ないものと思われる。

燭台(第34図—8・9)

P2から出土した陶製のものと鉄製のもの各1点である。陶質のもの(8)は器高17.3cm、杯部の口径12cm、脚端部径11.2cm、杯部中央を筒状に突出させており、中空部にローソクを立てたのではなかろうか。杯部から脚端部にかけて暗紫色の釉薬がかかっている。製作は、脚部と上方部とを別々に作り後に貼り合せている。鉄製のもの(9)は平面Y字形の鉄棒の三方の端部を折り曲げて脚をつくり、又部に皿を取り付けたものである。全長23cm、高さ6.4cm、皿の口径7.7cm、深さ0.8cmを計る。

勾玉、管玉(第34図—13~18)

P4から出土した勾玉(13~17)の他にP5の焼土城付近からも管玉が1点出土している。管玉はいずれも碧玉製で、長さ1.7~2.8cm、径0.4~0.7cmを計るが、15を除く他は軟質で、溶けている。勾玉も碧玉製で、長さ1.5cmの小型品である。

その他(第34図—10~12)

10は貼り付けの低い三足を持つもの。黄瀬戸風の薬がかかっている。12は天目茶碗風の碗であるが、釉薬は濃緑色を呈し、織部風のものである。12は11本の筋目を14カ所に入れた摺鉢で、内底面にも円形に筋目を入れている。口縁部には、故意に施したものであろうか、片口状の押えがある。口径35.3cm、器高10.6cm、色調茶褐色を呈し、器壁に厚味のある摺鉢である。

その他に、寛永通宝、泉宗通宝、裏面に『漸』字のある物等古銭が出土している。

3. 結 語

笠上遺跡は堀久太郎秀牧の居城跡と伝える所であったが、発掘調査の結果からは城跡と思われる遺構は認め得なかった。東区は中央区より一段高く、ゆるやかな傾斜面をなしながらも、一応平坦面を形成していたが、E1、E2のトレンチでは何等人工的な造作痕跡を見出し得なかった。北区は明らかに近年に植林された部分であり、N1、N2、N3のトレンチによっても、そのことが再確認されたにすぎない。また東区と中央区との境界をなす土累状の隆起も、それが人工的な掘穿と盛土によるものであることはE3のトレンチによって確認し得たが、居城の外周をめぐるものでなく、いわゆる『猪落し』のための構築物であるらしい。

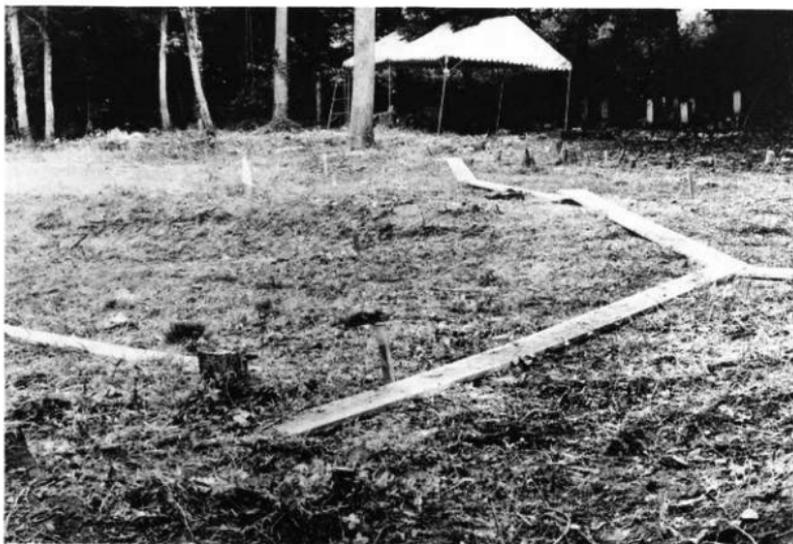
中央区ではその北東部は墓地で、南部は現今まで畑地として利用されており、また、この部分

は、最近掘削し、切り開いたものとのことであった。従って、在地の人々の記憶に残らない時点での開墾部分は中央区の北半分ということになり、しかも、この部分は、現在ある墓地が示すように、墓地を作る目的で削平されたことがうかがい知れる。それが何時の時点でのことか明瞭でないが、中央区の西端中央部で検出された古墓（P3）の存在から、この古墓の構築時点までさかのぼり得ることが確実で、その出土遺物、墓の形態から中世末葉とすることができる。

このようなことから、笠上遺跡の性格としては、中世～近世、また、現在まで続く墓地であったとすることができる。現在ある墓地の前面の遺構であるP1・P2は、あるいはこの墓地を意識して設けられたものかとも考えられる。というのは、被葬者がわかっていて、墓碑のある現今の墓の後方に、骨壺らしきものの埋置が認められ、さらに古い埋葬墓の存在が知れるし、また、北端の独立墓が賤ガ岳の合戦までさかのぼり得るといふことも、このことを示唆しているように思われる。P3は明らかに墓であるが、灯明皿が墓壙内より出土しており、後世、何処かに移転されたものと考えられる。P6は性格不明であるが、墓と関連するものであろうか。P4は、碧玉製の勾玉・管玉を出土しており、時期的には4世紀代までさかのぼり得るが、その土壌は、巾がせまく、また、墳丘の存在も確認し得なかつたものであり、今後、この付近で、同様の事例の発見をまって判断すべきものであろう。



笠上遺跡附近航空写真



上・遺跡遠景、下・中央区近景



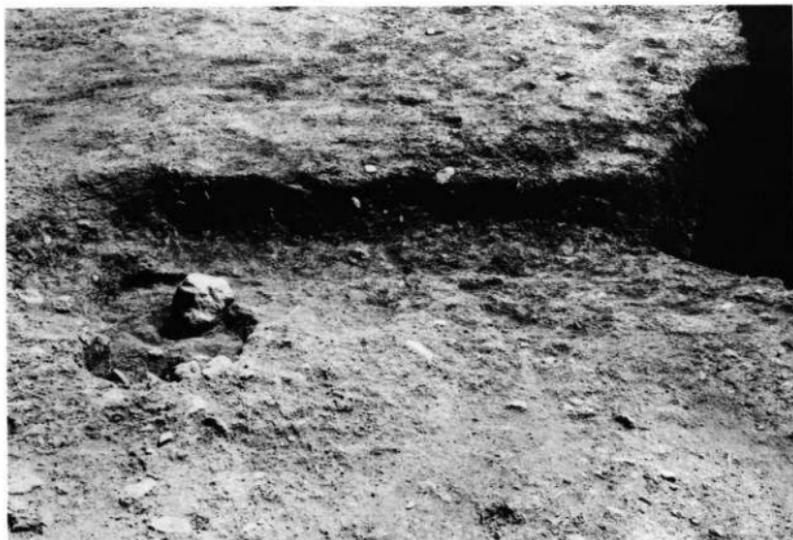
上·中央区発掘後全景、下·中央区南半部



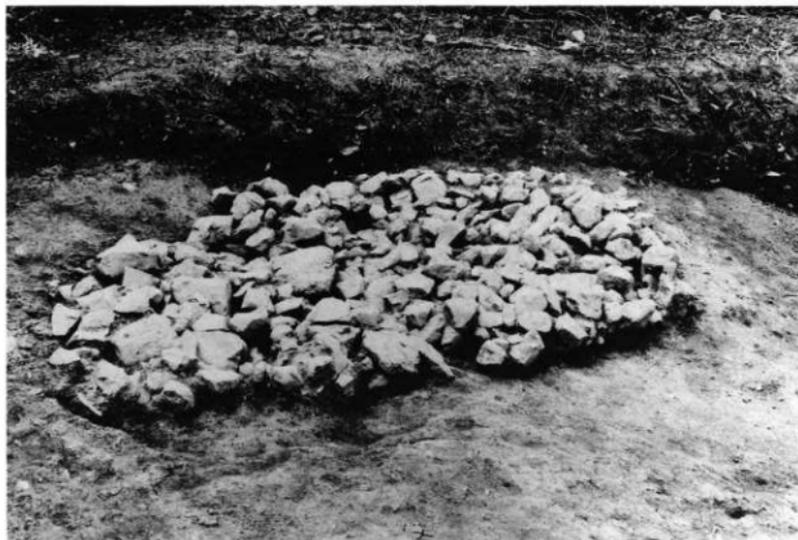
上·中央区北半部、下·P2内遺物出土状態(燬台)



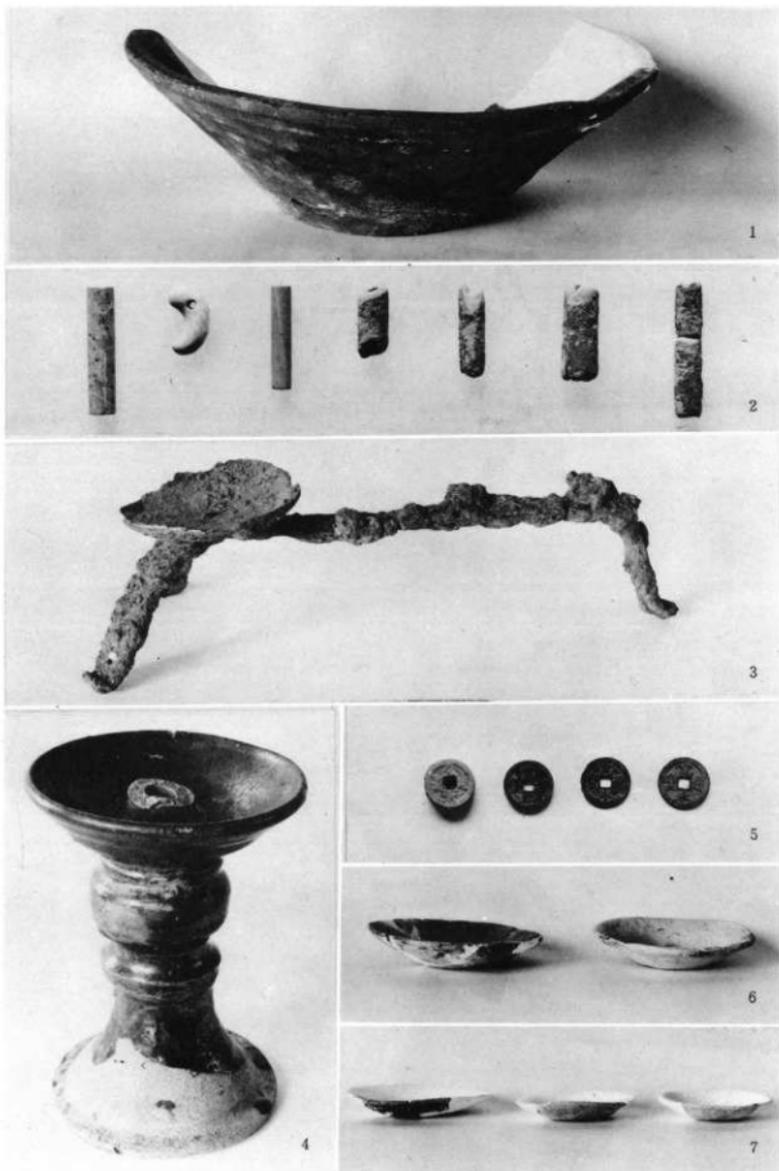
上·P3古墓、下·P3古墓内遺物出土状態(灯明皿)



上·P4土坑墓、下·P4遺物出土狀態(勾玉、管玉)



上・P6集石遺構、下・伝賤ヶ岳合戦期古墓



笠上遺跡出土遺物 1：摺鉢、2：勾玉・管玉、3：鉄製燭台、
4：燭台、5：古銭、6・7：灯明皿

昭和49年¹⁹⁷⁴3月10日 印刷

昭和49年3月15日 発行

北陸自動車道関連遺跡
発掘調査報告書 I

発行 滋賀県教育委員会

財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市京町4丁目1番1号

印刷 ヨシダ印刷株式会社
大阪市北区梅田町27(サンケイビル)
電話 大阪 06(341)9446番

1280